

薩摩藩家老の系譜

林 匡

はじめに

薩摩藩は、薩摩・大隅・日向国の守護職を受け継ぎ、三州の太守を自認した島津氏を藩主に仰いだ。初代藩主（島津氏十八代）家久以後の歴代藩主では、開明的な政策をとった八代藩主（同二五代）重豪、十一代藩主（同二八代）斉彬の名前が、高等学校日本史の教科書でも取り上げられ、知られている。また近年では、藩主ではないが、斉彬の異母弟で十二代藩主（同二九代）茂久（忠義）の実父であり、国主として活躍した久光も注目されている。藩政が、藩主家の家政と不可分に関わりながら行われる以上、薩摩藩の藩政も、藩主個人の資質や考え方などに大きく左右される。

しかし一方で、藩政遂行の上では、実務的な業務を担う多くの部局が必要となる。この実務を担う諸部局を統轄したのが家老である。では、どのような家老がいたのか。藩政にどのように関わったのであろうか。

例えば、筆者が担当した、宝暦治水二六〇年記念企画展「宝暦治水と平田鞞負―薩摩藩家老の系譜―」（二〇一四年五月二十日～七月二十七日開催）では、近世初期の名家老とされる伊勢貞昌^①以下、島津家久の信任をうけ、その女婿となり、伊勢貞昌とともに家老として活躍し、家老辞職以後も異国方・宗門方として藩政に重要な役割を果たしながら、その死去後に系図削除の処罰をうけ、「国賊」として「本藩人物誌」^②に記載さ

れた日置島津家の島津久慶^③、同じく同書に「国賊」と記載された平田増宗や比志島国隆^④、産業育成や金山開発に関わった宮之城島津家の島津久元・久通父子、金山総奉行・勝手方家老として活躍、三代藩主（島津氏二十代）綱貴の養育掛を担った平佐北郷家の北郷久加、勝手方家老、後に専ら江戸詰となり、寛永寺本堂造管総監使として活躍する一方、強い系譜意識から「小松」への改号を運動した衾寝清雄^⑤、薩摩藩最後の統一的検地である享保内検^⑥を担った種子島久基、宝暦治水で総奉行となり、職務を遂行した直後に亡くなった平田正輔^⑦、文化朋党事件（近思録崩れ・秩父崩れ）で処断された樺山久言^⑧、財政改革を主導しながら非業の最期を遂げた調所広郷^⑨、幕末に活躍した小松清廉^⑩や桂久武^⑪などを取り上げた。これらの家老は、先学により、その実績や藩政上の役割、評価などがなされた人物たちであるが、近世の家老数全体からいえばごく一部といつてよい。

本稿では、今後の薩摩藩政史研究の一助になることを期し、右に挙げた人物をも含め、薩摩藩家老の全体を俯瞰し、その系譜にどのような特色があるのか考察する。また、特に財政を担った勝手方家老の事例について、検討を加えたい^⑫。

諸家の系図や記録では、貴久と敵対した勢力、例えば薩州家島津氏などの与党などとの関係については記載されず、あるいは明瞭な場合、「本藩人物誌」の「国賊」のように扱われることとなる。

山口氏は、島津氏本宗家督の変遷において、勝久の旧家臣団が、最終的に貴久を支持したことを示された。相州家の老中体制も、天文八（一五三九）年ころから再び整備されたが、一貫して相州家に従って老中に就くのは伊集院忠朗（孤舟）のみであり、他は村田氏・川上氏など旧勝久直臣であったことを示された。

また、福島氏は、天文八年から天正十五（一五八七）年までの老中構成も検討されている⁽¹⁷⁾。ここでは、伊集院忠朗・忠倉・忠金（忠棟・幸侃）の三代にわたる一流の老中内における地位の高さとともに、伊作島津家根本被官とされる三原氏、島津氏本宗家であった奥州家老中から相州家老中となった村田氏・平田氏・川上氏、やはり奥州家側から転じ、奏者を経て老中となる本田氏・上井氏の事例が確認されている。さらに山口氏は、老中には奏者から老中へ取り立てられた者と、子孫へ老中職を受け継ぐ家系の者の、二つの就任ルートを示された。

この時期、島津氏支流の別号家では、伊集院氏⁽¹⁹⁾・川上氏⁽²⁰⁾の他に、新たに喜入氏⁽²¹⁾が、三代忠譽の享祿年間（一五二八～三三）以降相州家につき、天文年間（一五三二～五五）以降家臣化したと、と福島氏は指摘されている。これに対して、島津を号し、かつ老中となる初めての事例は、貴久・忠将の異母弟尚久の子忠長⁽²²⁾であった。【系図2】

第二節 統一政権と島津義久・義弘の家老

江戸時代の家老と比較するために、秀吉政権に屈服し、また江戸幕府

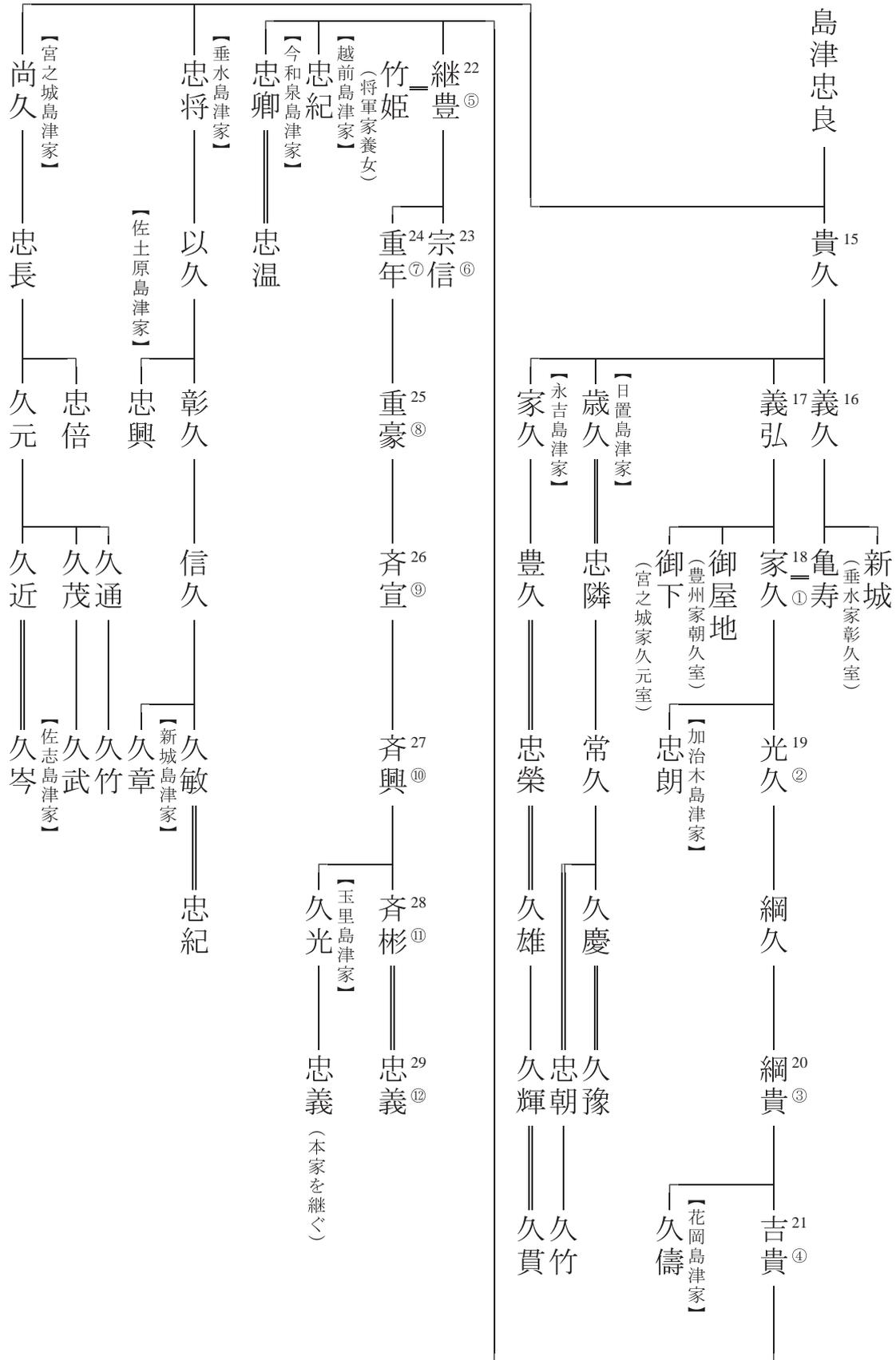
に従う過程の島津氏と家老（老中）を確認する。

1 豊臣政権屈服以後

天正十五（一五八七）年五月の豊臣政権への屈服以後、島津氏十六代義久（龍伯）には薩摩国、十七代義弘（惟新）には大隅国、義弘嫡男の久保⁽²³⁾には日向国諸県郡、永吉島津家祖の家久嫡子豊久には同国佐土原が安堵された。文祿三（一五九四）年から同四年の太閤検地実施により、義久は鹿児島から大隅国富隈（現霧島市）へ、義弘は同国栗野（現始良郡湧水町）から帖佐（現始良市）へ移り、義弘の子忠恒（慶長十一（一六〇六）年に家久に改名）は鹿児島居住とされた。また、老中の伊集院幸侃は大隅国肝付郡（現肝属郡肝付町・鹿屋市など）から日向国都城に封じられ、都城の北郷家は薩摩国祁答院宮之城（現薩摩郡さつま町）、種子島家は知覧（現南九州市）に移され、種子島には、垂水島津家二代以久⁽²⁴⁾が封じられた。豊臣政権下では、島津義久以外に、島津以久・北郷忠虎・伊集院幸侃の三名が秀吉御朱印衆として秀吉から直接知行地を与えられる立場にあった。

慶長四（一五九九）年三月、島津忠恒は京都において伊集院幸侃を誅殺する⁽²⁵⁾。以後、義久・義弘・忠恒（家久）の三者分立の状態は、慶長十六年正月の義久死去まで続く。この後、義弘も元和五（一六一九）年七月に加治木で死去し、鹿児島城下の家久に政治権力は一元化されている。この時期までの義久・義弘の家老について、「国老并用人記」・「君家累世御城代御家老記」⁽²⁷⁾により概観する。

【系図2】島津氏略系図②



*数字は島津氏歴代、○数字は歴代藩主代数、二重線は縁組を示す。

2 文禄期以降の義久・義弘の家老

義久・義弘の家老【表1】を出した家で異姓の家（他家）には、鎌田家・比志島家・山田家と種子島家が確認できる。このうち種子島家は、十四代時堯の子克時が、島津義久より「久」字を拝領し（十六代久時）、その婚姻関係からも、他の異姓の家に比べて、扱いは別と考えられる。⁽²⁸⁾

文禄年間（一五九二～九六）以降、新たに島津氏別号家の榊山家・町田家から家老が出る。ただし、島津姓の家では、やはり忠長以外家老に就いていない。その点で、忠長以後の宮之城島津家の位置は、貴久同母弟の忠将を祖とする垂水島津家とは異なる。⁽³¹⁾ 以久が秀吉の御朱印衆だったこと、以久嫡子彰久は義久二女新城の婿であり、若くして戦没したことも関係するものであろうか、理由は判然としない。⁽³²⁾

「国老并用人記」には、義久の隠居以後の家老として、喜入久正（紹嘉）、山田有信（理安）、平田宗親、本田親正（正親）、本田公親の名を挙げている。また、義弘の家老については、「別ニ 義弘公御家老有之候得トモ、義弘公御蔵入計之支配ト相見得候」とある。義弘の家老の多くは諸家庶流出身であり、以後も家老を出した家筋は少ない。⁽³⁴⁾ この時代までの家老について、明和五（一七六八）年に記された「薩陽落穂集」⁽³⁵⁾ には、義久の代の役人について「其時分の御家老衆と申は、只今の様に差置候御一家の御方或は一所持大身の衆には無之、御家中衆の内巧者の衆へ為被仰付哉と見得申候」と記される。十七世紀初期は、十八世紀中期の家老職が基本的に島津氏の有力庶家や十八世紀前期に確定する一所持と呼ばれるような上級の家格に固定されている状況に対して、「巧者」、即ち能力や実務経験により任命されていたとの認識が示されている。

これらを踏まえた上で、文禄二（一五九三）年以降の義久・義弘家老

について概観すると、家老の六七パーセントが島津氏ではない異姓の家であり、島津を号す、または別号家の島津氏支流の家は三三パーセントである。

次に、初代藩主家久以下歴代藩主の任命した家老を比較する。

二章 近世の家老

第一節 薩摩藩の職制整備と家老職

薩摩藩の主要な役職は、城代を除けば、家老・若年寄・大目付である。薩摩藩の職制は、四代藩主（島津氏二代）吉貴の藩政期に、役格や家格とも併せて整備される。吉貴は宝永元（一七〇四）年九月、父で三代藩主（同二十代）綱貴の死去により家督を相続、享保六（一七二二）年六月に隠居するが、五代藩主（同三代）継豊が、享保二十一年以降、病気を理由に江戸在府を続けたこともあり、元文五（一七四〇）年八月には、国元の重要案件に関して政務に復帰する。延享三（一七四六）年に六代藩主（同三代）宗信が家督を相続し、その翌年十月に吉貴は死去した。十八世紀前期を通して、藩政に対して吉貴は影響力を持った。⁽³⁶⁾

1 家老職概略

家老職は、吉貴の代に任命の形式、呼称、そして役格（役職の格式。待遇・役順ほかで示される。）が定まり、老中の称も廃されたとされる。⁽³⁷⁾ 宝永二（一七〇五）年には、従来の評定所を「御家老座」に改称する。⁽³⁸⁾ 吉貴の代には、従来表方のみだった支配が「御側方・御勝手方・兵具所方・御厩方・御書院方」と分置された。⁽³⁹⁾ もちろん以後も掛分担はあった⁽⁴⁰⁾

【表1】義久・義弘家老一覧

(義久家老 文禄4～慶長16年死去前後まで)		(義弘家老 文禄2～元和5年死去前後まで)										
当主	藩主	名前(○は初・中の名)	号	親・祖父との関係	養家・跡	島津・他家	家名・私領・持切等	就任年	経過	辞職・死去年	備考	
～	家久	伊集院忠棟(忠金)	幸胤	伊集院忠信嫡子(伊集院忠明孫)	島津氏支流	伊集院忠明一流・都城	永禄9〔天文22〕	1566	慶長4年	1599	室は種子島時堯娘(義久夫人姉)。島津忠恒により伏見で降殺され、子の忠真らも慶長7年に処刑	
～	家久	平田光宗	舜彦	平田庶流宗秀二男	他家	平田家・郡山	天正3	1575	慶長10年	1605		
～	家久	本田親貞	三省	本田親尚二男	他家	本田親尚一流	〔天正8〕	1580	慶長1年	1596		
～	家久	島津忠長	紹彦	島津尚久(15代貴久の弟)嫡子	島津氏支流	宮之城家・宮之城	〔天正10〕	1583	慶長15年	1610	紹彦・麟臺の号あり	
～	家久	山田有信	理玄	山田有徳子	他家	平姓山田氏	天正16	1588	慶長14年	1609	義久隠居方家老	
～	家久	長寿院盛淳		島山頼国(楠隠軒)子	他家	阿多一島山家	天正16	1588	慶長5年	1600	関ヶ原の戦いで死去	
～	家久	平田藏宗		平田光宗子	他家	平田家・郡山	天正18	1590	慶長3年	1598		
～	家久	鎌田政近		鎌田政勝嫡子	他家	鎌田家・始良西條南村	天正19	1591	慶長10年	1605	京都で死去	
～	家久	伊集院久治	抱筋	伊集院久通子	島津氏支流	伊集院久昌一流	天正19	1591	慶長15年	1610	入京で謀殺され、平田簡流断絶	
～	家久	平田英宗(増宗)		平田藏宗嫡子	他家	平田家	不明		慶長11年	1634	一時大野家を継ぐ。後に兄規久の子忠征跡を継ぐ。	
～	家久	榑山久高	支阿	榑山忠助二男	島津氏支流	榑山家・關牟田	〔文禄1〕	1592	慶長5年	1600	龜寿在洛に從う	
～	家久	町田久倍	存松	町田久徳嫡子	他家	町田家・伊集院石谷	〔文禄2〕	1592	慶長6年	1620	高岡地頭(子の國隆代に廻朝)	
～	家久	比志島国貞		比志島国貞子	他家	比志島普八家	慶長元	1596	慶長16年	1611	天正8(1580)年「入」字を拝領し克時より改名。妻は島津豊後守朝久娘。女子が伊勢貞徳妻となり、その娘は元久夫人(補久母)	
～	家久	種子島久時	一塚	種子島時堯子	他家	知覧・種子島	〔慶長4〕	1599	不明		出来地頭	
～	家久	本田正親(親正)		本田親治子	他家	本田兼親二男親貞一流	不明		寛永9年	1632	義久隠居方家老	
～	家久	喜入久正	紹嘉	川上久光長子	島津氏支流	喜入季久弟忠道一流	慶長年間		慶長17年	1612	義久隠居方家老。謀殺(死を賜う)。嫡子・二男も同日死を賜う、	
～	家久	平田宗親		平田藏宗二男	他家	平田家(増宗弟)	不明		不明		義久隠居方家老	
～	家久	本田公親	玄叱	本田親兼子	他家		不明		不明			
島津氏支流 33%												
* 「国老非用人記(君家世世御城代御家老記)」には義久代の家老中、伊集院忠棟・喜入季久・平田光宗・上井寛兼・島津忠長・町田久倍・比志島国貞・長寿院盛淳・鎌田政近・平田増宗・伊集院久治・榑山久高・種子島久時を挙げる。												
当主	藩主	名前(○は初・中の名)	号	親・祖父との関係	養家・跡	島津・他家	家名・私領・持切等	就任年	経過	辞職・死去年	備考	
～	家久	有川(伊勢)貞世	任世	有川貞則二男	他家	有川一伊勢家	不明		義弘飯野在陣時	文禄2年	1593	義弘の飯野在陣(永禄6・1563～天正18・1590年)の家老
～	家久	川上忠智	腋枕	川上忠興嫡子	島津氏支流	川上家庶流忠憲二男家	不明		義弘飯野在陣時	慶長12年	1607	
～	家久	五代友慶		五代助友嫡子	他家	五代少左衛門家	不明		義弘飯野在陣時	不明		帖佐居住は文禄4(1595)年以降～慶長11(1606)年
～	家久	上井秀秋	伝斎	上井薫兼二男	他家	上井(彌助)市右衛門家	不明		義弘飯野在陣時	不明		飯野において家老平松居住は慶長11(1606)年～13年
～	家久	川上忠兄	青藤	川上忠智二男	島津氏支流	川上家庶流忠憲二男家	不明		栗野在陣時	元和8年	1622	川上忠賢弟。吉松内小野寺相模野養子から遷俗
～	家久	新納長住(旅庵)		新納康久二男	島津氏支流	新納家庶流	不明		帖佐居住時	慶長7年	1602	出家して長住、遷俗して旅庵
～	家久	伊集院久信(久春)	元渠	伊集院久次嫡子	島津氏支流	伊集院家庶流	不明		帖佐居住時	元和2年	1616	
～	家久	長寿院盛淳		島山頼国(楠隠軒)子	他家	阿多一島山家	天正16	1588	平松居住時	慶長5年	1600	関ヶ原の戦いで死去
～	家久	伊勢貞成	伊勢(有川)貞世長子	伊勢(有川)貞世長子	他家	有川一伊勢家	不明		平松居住時	慶長12年	1607	
～	家久	本田親商		本田親尚子	他家	本田家庶流	不明		加治木居住時	慶長10年	1605	加治木で仕える。
～	家久	比志島国詮		比志島国親子	他家	比志島氏庶流	不明		不明	不明		
～	家久	上井里兼		上井秀秋子	他家	上井(彌助)市右衛門家	不明		不明	寛永8年	1631	
島津氏支流 33%												

○は異説・または擬兼任

が、基本的には表方・奥・勝手方である。

役格を示せば、城代・家老・側詰・若年寄が、藩主から直接命じられる藩主申渡の役であり、大目付以下の大番頭・寺社奉行などは家老申渡（直触）、作事奉行・普請奉行以下の役職は用人申渡である。その他、「御役人」と「役人（小役人）」という分け方もあった。また、従者支弁の費用である賄料（賦）も役格を示す。例えば、万石以上・藩主子弟の家老では六十人、家老で五十人、それ以下が定められている。この役職と資格については、「古く、家老は一門・所持等の大身ではなく、家中の謂はゆる巧者衆より任じたが、後年、多く大身より任じた」とある。薩摩藩の武家の資格を補足すれば、以下のようになる。

近世初期、垂水島津家・加治木島津家、日置島津家・宮之城島津家がたてられ、北郷家も本宗家から養子が入り、島津を号す（都城島津家）。中世以来の国人領主の系譜をひく家や、老中（家老）職など重職を勤めた家筋などを中心に、家筋の調査が行われ、上士の家格と序列が次第に整備された。

正徳二（一七二二）年十月朔日、一所持・一所持格・寄合・寄合並の家がひとまず確定され、元文三（一七三三）年には、再興された越前島津家を筆頭にして一門家に加治木・垂水島津家、大身分に日置・花岡・都城・宮之城島津家が定められた。この大身分の称は、天明六（一七八六）年、一所持から寄合並までの惣名とされる。また、延享元（一七四四）年に和泉島津家が再興されて（今和泉島津家）一門家とされ、一門四家が確定する。

幕末期の『薩陽武鑑』⁴⁸では、一門家四家、一所持三十家・一所持格十二家、寄合五四家・寄合並七家であり、以下に無格二家、小番、新番、

御小姓與（大番）⁴⁹があった。役格に応じた家格も大体決まるが、格外の登用も多い。その場合は家格を引き上げる場合もあった。平士で当番頭以上を勤めれば一代寄合、大目付以上の場合⁵⁰は代々寄合に入る。

2 家老の職掌

家老は「員数々人として増減あり、或は七家老ともいひ、夫々掛を分擔した」とされる⁵¹。「大概記」⁵²に、現在八名、増減ありとする。

近世初期以来の事例を確認する。例えば寛永十（一六三三）年十二月六日付の島津家久書状で「家老役之衆無人候」ことを理由に、家久にとって娘婿でもある日置島津家四代の久慶に対して家老職就任が命じられた。実際、翌年三月四日の家老樺山久高の死去後は、家老は伊勢貞昌と宮之城島津家忠長二男の久元、川上久国と久慶の四人だった。久慶は、宮之城島津家以外の島津号の家から初めて家老に就いた事例である。慶安元（一六四八）年には、初めて月番家老がたてられた⁵³。家老職の者が十人を超える時期も確認できる。

「大概記」の記述に、家老の役料高は千石、職務は「国中仕置、御政道専一之御勉（勤務）」とある。藩政機構が表方支配から側（奥）方・勝手方が分けられると、家老職もこれに対応した⁵⁴。職務内容は左のように「大概記」には記載されている。

（1）表方家老

① 幕府・諸大名他家に対する交渉、諸士仕置、元服・角入・前髪取りや、隠居・家督・養子縁組などの調べ、長崎・上方への付届、神社仏閣修甫造立、科人・遠流者、祈念・法事、江戸上下の諸士指示や知行拝領時の判物書付の渡し、宗門改の際に家老名の名・印で幕府へ提出。

表方のうち一名は異国方引受とされた。

- ② 支配の役座は、「表方支配諸御役座等之事」⁽⁵⁵⁾に、大身分御役所、大目附座、大番頭座、寺社奉行所、当番頭詰所、六與触役所、用人座、町奉行所、江戸・京・大坂各留守居、兵具所、使番役所、長崎附人、道奉行所、目附役所、裁許方、祈念方、宗門改役所、異国船掛、長島・甌島各移地頭、琉球在番とある。

(2) 側(奥)家老

- ① 主君側廻、奥向きの事務担当。一名ずつ月番交代。明和七(一七七〇)年十一月には、藩主(当時重豪)在国の場合、側家老は一名から二名に改められた。⁽⁵⁷⁾

- ② 支配の役座は、「御側支配并若年寄・大目附支配諸御役座等之事」に、側用人座、用部屋、納戸、広敷、造士館、記録所、供目附、右筆、鳥見役所、菓園方、庭方、尾畔方、側廻、鳥方、明時館、近習通とある。

(3) 勝手方家老

- ① 勝手方は万治(一六五八〜六二)・寛文(一六六一〜七三)以前は御物座、後に国遣座、宝永二(一七〇五)年に勝手方と改称。正保二(一六四五)年に家老で平佐北郷家の久加を御物奉行(御物座総裁)にしたのが最初とされる。勝手方は家老のうち一名が担当。二名の場合には月番。一名の場合は若年寄が大目付のうちから一名勤務とされた。

- ② 職務は、所帯向全般、田地・山方・浦方・海川方全体、参勤や京・大坂・国元の必要経費、琉球・道の島(奄美群島)を管轄した。

- ③ 支配の役座は、「御勝手方支配諸御役座等之事」に、勘定所、船手、作事方、高奉行所、物奉行所、山奉行所、郡方、金山方、細工所、屋久島方、代官所、台所、御春屋、徳之島代官、喜界島代官、大島代官、

沖永良部島代官とある。

第二節 城代と家老

城代や家老の職に就いた者には、どのような人物がいたのか概観しよう。⁽⁵⁸⁾【表2】では、城代・家老任命時と致仕または死去時の歴代藩主、名前に続いて、実親と養子の場合の養家、島津氏支流(島津号または別号家)と他家の相違と家名などを項目に挙げ、家老就任時と辞職・死去年をそれぞれ示す。

1 城代

城代は「守護代・御留守居・軍代」ともいわれた。⁽⁵⁹⁾島津家久の代に、俄の出陣に対する留守居として、家久の異母姉御屋地の子で、義弘の孫に当たる甥の豊州家島津久賀を任じ、光久の代には、北郷久加に留守居を命じたこと、この留守居役が今の城代であると「国老并用人記」や「御城代相勤候人之事」に記されている。

家久期の城代は久賀のみとされるが、実際には、家久が居城と定めた鹿兒島城の山城部分(上山城)には、慶長十八(一六一三)年に、家久の信任厚い日置島津家三代の常久が入る。翌年五月の常久死去後、上山城には番所が置かれた。一方、島津久賀は、慶長十二年冬に島津義弘が帖佐から加治木(現始良市)に移ったため、帖佐地頭を命じられていたが、慶長十八年、家久の意向で鹿兒島の東福寺城に入る。鹿兒島城の備えとして、上山城と東福寺城に常久と久賀を置いたことは、藩政初期の家久が、比較的年齢の近い島津一族で、拠点鹿兒島を固める必要性を感じていたことを示している。なお、その後久賀は、寛永九(一六三二)年に

上山城下の宅に移り、同十一年の所領繰替で、黒木（現薩摩川内市）に移っている。

平佐北郷家は、太閤検地により、文禄四（一五九六）年に初代の北郷三久が桂忠助に代わり平佐（現薩摩川内市）に入る。慶長九（一六〇四）年生まれの嫡子久加は、寛永十七（一六四〇）年に確認された長野金山の総奉行となり、同二十年に家老、正保二（一六四五）年、諸役を統括する勝手方家老の初めとされる。慶安二（一六四九）年には、島津久慶に代わり異国方・宗門方となり、寛文六（一六六六）年から留守居（城代）となる。

北郷久加について特筆されるのは、同七年正月、幼年の又三郎（綱貴）の指南役に指名されたことである。老齡の久加に指南役を任ずる際、綱貴祖父の藩主光久は、「以之外御才発」の綱貴を「当世風御覧ならわれ」、さらに利発に育てるべきとともに、「御国之儀は久敷御家」でものごとに古風が残り、当世の格式ではかえって不相応のこともあり、それらを考慮し、指南できる人物をという意向を示し、「萬事淳二被成御座候様ニ守立被申候ハ、御家御長久之基」と考えていた⁽⁶²⁾。久加は寛文九年春まで江戸詰を果たす。

佐多（島津）久達は光久の庶子で、慶安四（一六五二）年に生まれ、寛文元（一六六一）年に伊勢貞昌養子貞昭（島津家久庶子）の子として、旗本伊勢貞衡の養子となるものの、貞衡に実子が誕生したため、同十一年に同家を辞去し、翌年に佐多家を相続した。その後、評定所に出て政治的訓練を受けるように命じられる⁽⁶³⁾。延宝四（一六七六）年から城代とされた⁽⁶⁴⁾。正徳元（一七一一）年には、佐多家も島津号を命じられる⁽⁶⁵⁾。

島津久達に続いて、藩主吉貴により、光久庶子で佐志家の久當が享保

四（一七一九）年に城代とされたが、同十四年の久當死去後、城代は欠役となる。「国老并用人記」・「君家累世御城代御家老記」には、吉貴三男で垂水家を相続した島津貴備を城代の項目に記すが、「御城代相勤候人之事」に貴備の記載はなく、また宝暦十一（一七六一）年二月の貴備の家老座上席についても「御城代ニテハ無之」と記述されている⁽⁶⁶⁾。貴備の件は後述する。以後、文政十二（一八二九）年の川上久芳任命により城代が復活し、形式としては幕末まで継続したことのみ指摘しておく。

2 家老

【表2】では、初代藩主家久の代から幕末期までの家老職に任命された者一六二人、家久の任命以降では一五五人を検出している。

（1）島津号・別号家と異姓の家

これらの家老について、①島津号及び島津氏支流の別号家出身、②異姓の家（他家）ながら島津を号すようになった家出身、③異姓の家出身の家老について、左に示す（（ ）内は、家久の任命以降の家老数）。

- ① 島津号及び島津氏支流別号家出身
九七（九三）人（六〇パーセント）
- ② 異姓から島津号の家（二家。數根家二人・諏訪家一人）出身
三 （三）人 （二パーセント）
- ③ 異姓の家（諏訪家一人含む）出身
六二（五九）人（三八パーセント）

義久・義弘代に任命された家老が、島津氏支流はともに三三パーセント、他家は六七パーセントであることと比べると、異姓の家出身の比率減少、島津氏支流の増加を示す。宮之城島津家以外に、日置島津家など

【表2】 城代・家老一覧

(1) 城代一覧

藩主	名前(○は初・中の名)	号	親・祖父との関係	養家・跡	家名・私領・持切等	勤任年	経過	辞職・死去年	備考
藩主	名前(○は初・中の名)	号	親・祖父との関係	養家・跡	家名・私領・持切等	勤任年	経過	辞職・死去年	備考
家久	高津久賀	高津朝久嫡子	伊集院忠常嫡子(伊集院忠朗孫)	高津氏支流	豊州家・黒木	慶長18 1613	東福寺城→寛永9 上山城下	1644	高津朝久と義弘嫡女居地の子 寛永11年黒木に隠居
光久	北郷久加	北郷三久嫡子	北郷三久嫡子	高津氏支流	平佐北郷家・平佐	寛文6 1666	寛文9	1669	寛永4年城代、同8年家老(城代)・無加判、元禄10年まで家老
光久	吉貫	佐多(鳥津)久遠	19代光久庶子	高津氏支流	佐多家・如寛	延宝4 1676	延宝3 享保14死	1718	家老兼役、元禄10年家老職御免。異本に享保4年家老上席、同14年任職中病死
光久	細豊	鳥津久當(久寛)	19代光久庶子	高津氏支流	佐志(同)家・佐司	享保4 1719	享保14死	1729	員享3〔2〕年より家老職
光久	重豪	鳥津貴備(久典)	21代吉貫庶子	鳥津忠直	垂水家・垂水	享保21 1736	宝暦5辞職 宝暦11再出席	1762	享保21年正月職において家老座出席の命。養子は異母弟貴登
齊興	川上久芳	川上久芳嫡子	川上久芳嫡子	高津氏支流	川上家	文政12 1829	天保3	1832	文化7年家老、勝手方兼
齊興	市田義宜	市田義宜嫡子	市田義宜嫡子	他家	市田家	天保4 1833	天保7	1836	
齊興	鳥津久風	鳥津久風嫡子	鳥津久風嫡子	高津氏支流	日置家・日置	天保15 1844	天保15	1844	文政7年以來家老
齊興	茂久	鳥津久至	鳥津久至嫡子	高津氏支流	豊州家・黒木	弘化2 1845	安政6	1859	安政6年10月26～晦日城代一廻
茂久	小松清雅	小松清雅嫡子	小松清雅嫡子	他家	杉渡(小松)家・吉利	慶応3 1867	明治3死	1870	文久2家老職

(2) 家老一覧

藩主	名前(○は初・中の名)	号	親・祖父との関係	養家・跡	家名・私領・持切等	勤任年	経過	辞職・死去年	備考
藩主	名前(○は初・中の名)	号	親・祖父との関係	養家・跡	家名・私領・持切等	勤任年	経過	辞職・死去年	備考
義久	伊集院忠頼(忠金)	幸胤	伊集院忠常嫡子(伊集院忠朗孫)	高津氏支流	伊集院忠朗一流・郡城	永禄9 (天文22)	慶長4死	1599	鳥津忠恒により伏見で謀殺され、子の忠真らも慶長7年に処刑
義久	鳥津忠長	紹彦 紹益	鳥津朝久(15代貴久の弟)	高津氏支流	宮之城家・宮之城	天正11 (天正10)	慶長15死	1610	紹簡、鶴臺の号あり
義久	比志島国貞	比志島国貞子	比志島国貞子	他家	比志島藩八家	慶長元	元和6死	1620	子の国隆代に廻問
義久	平田英宗(御宗)	平田英宗嫡子	平田英宗嫡子	他家	平田家	不明	慶長15死	1610	入米で謀殺され、平田廣流断絶
義弘	伊集院久次(久春)	元胤	伊集院久次嫡子	高津氏支流	伊集院家	不明	元和2死	1616	後に一雁の号
義久	鎌田政近	鎌田政近嫡子	鎌田政近嫡子	他家	鎌田家・始良西原南村	天明19 [文禄2]	慶長10死	1605	京都で死去
義久	榑山久高	榑山忠朗二男	榑山忠朗二男	高津氏支流	榑山家・榑山田	文禄11死	寛永11死	1634	一時大野江家を継ぐ。後に兄規久の子忠征跡を継ぐ。
光久	伊勢貞昌	伊勢(有川)貞世二男	伊勢貞興	他家	伊勢家・末吉(川村)	慶長12 (慶長16)	寛永17死	1640	寛永1年より江戸詰
光久	町田久幸	町田久信二男	町田忠綱	高津氏支流	町田家・伊集院石谷村	慶長16 1611	寛永18死	1641	長子貞豊の娘は鳥津光久夫人
光久	三原重種	三原重行嫡子	三原重宗	他家	三原家	慶長17頃	寛永1死	1624	兄忠綱早世により相続。嗣子は鳥津家久庶子忠尚、江戸で死去
光久	鳥津久元(忠任)	鳥津忠長二男	鳥津忠倍	高津氏支流	宮之城家・宮之城	元和4 1618	寛永1死	1624	寛永20死
光久	喜入忠政(忠統)	喜入季久四男	喜入久道	高津氏支流	喜入家・鹿籠	元和4 (寛永1)	寛永10(5)死	1633	新納忠實嫡子となる。後に兄久信早世により本家相続
光久	比志島国隆	比志島国貞嫡子	他家	他家	比志島藩八家	寛永1	寛永4死	1627	兄季久名跡
光久	川上久国(久首・久好)	川上久辰嫡子	高津氏支流	高津氏支流	川上忠孝一流	寛永7 1630	寛永6死	1629	寛永6年廻問
光久	鳥津久慶	鳥津常久嫡子	高津氏支流	高津氏支流	日置家・日置	寛永11 1634	寛永18死	1641	妻は家久娘、養子に柳久隆(久憲)。久憲は系図削除、久憲は日置家継去、後に廻問される。
光久	鎌田政統	鎌田政近嫡子	他家	他家	鎌田家・始良西原南村	寛永12 (寛永14)	寛永17死	1641	
光久	(政弘・政明)	三原重種嫡子	他家	他家	三原家	寛永12	寛永3死	1650	
光久	三原重庸(重隆)	山田有信嫡子	他家	他家	山田家	寛永13	寛永8死	1658	
光久	山田有榮	昌胤	他家	他家	山田家	寛永13	寛永4死	1658	
光久	額姓久政	鎌田政近二男	額姓久秀	他家	額姓家・額姓谷原村	寛永18 1641	正保3	1646	額姓久秀は薩州家鳥津義虎庶子で後に入来院家相続
光久	北郷久加	北郷三久嫡子	高津氏支流	高津氏支流	平佐北郷家・平佐	寛永20 1643	明暦2死	1674	寛永6年城代
光久	鳥津久通(久慶)	鳥津久元嫡子	高津氏支流	高津氏支流	宮之城家・宮之城	正保2 1645	寛永12死	1672	寛永19年旅家老
光久	新納久詮	新納久時六男	新納久隆	高津氏支流	新納家・川辺神殿村	正保2 1645	寛永3死	1663	養祖父康久は鳥津忠良(日新)の家老。久隆弟康隆は義弘家老
光久	鳥津(政俊)久頼	數根立頼嫡子	他家→鳥津	他家	數根家・市成	慶安2 1649	寛文4	1664	數根立頼は宮之城鳥津久元の弟で額光養子。久頼は19代光久の孫(18代家久娘)婿。寛永20年に鳥津号許可
光久	町田久則	町田久政嫡子	高津氏支流	高津氏支流	町田久政一流	慶安2 1649	寛文2〔3〕 延宝4死	1662	
光久	伊勢貞昭	18代家久庶子	伊勢貞豊	他家	伊勢家・末吉(川村)	慶安2 1649	寛文3	1663	兄貞豊女子は19代鳥津光久夫人で朝久生母(20代綱貫祖母)
光久	鎌田政成	鎌田政成嫡子	他家	他家	鎌田家	慶安2 1649	寛文7	1667	
光久	鎌田正信(政由・政成、政昭、政直、正勝)	18代家久庶子	鎌田政統	他家	鎌田家・始良西原南村	明暦2 1656	寛文6死	1666	当初伊集院久統養子。後に鎌田家養子
光久	鳥津(北村)久茂(忠智)	鳥津久元二男	(別立)	高津氏支流	宮之城二男家 恒吉政元村	万治1 1658	寛文8 寛文9死	1668	承応2年旅家老

藩主	名前(○は初・中)の名	号	親・祖父との関係	養家・跡	島津・他家	家名・私領・持切等	誕生年	経過	辞職・死去年	備考
重豪	島津久郷(久品)		島津久竹二男久香子		島津氏支流	宮之城庶流久香一流	寛保3		1743	磯において就く。
重豪	伊勢貞起		伊勢貞栄(貞昭孫)子		他家	伊勢家・末吉岩山村	延享2		1745	江戸において死去
重豪	郷原(島津)久雄(兵衛、久兵)	驍翁	島津忠守二男	(別立)	島津氏支流	忠廣一流二男から分立	延享4		1747	赤松家相縁(則恒)後に死去し正徳1年吉貴より家号拜領。勝手方・琉球方。庶席島津久品次
重豪	鎌田政昌	桃林	鎌田政房嫡子		他家	鎌田庶流家	延享4		1747	勝手方・琉球方。庶席郷原久雄次
重豪	平田正昌		平田庶流家		他家	平田庶流家	延享4		1747	勝手方・琉球方。庶席鎌田政昌
重豪	島津久兵		島津久春嫡子		他家	本宗家準二男家	延享5		1748	勝手方・琉球方。庶席島津久甫次
重豪	島津久富(常)(久純)	遊山	島津久近嫡子		島津氏支流	島津家準二男家	寛延2		1748	庶席島津久甫次
重豪	島津久運(久柄)		島津久貫三男		他家	永吉家・永吉	寛延2		1749	庶席島津久初下、伊勢貞起上
重豪	義嗣久中		義嗣久守嫡子		島津氏支流	義嗣家	寛延2		1749	兄早世で相続
重豪	市来政方		市来家賢嫡子		他家	市来家	寛延3		1750	庶席平田正輔次、宝暦3年より鎌藤島居方
重豪	新納久品		新納久敏嫡子		島津氏支流	新納屋入一流	宝暦3		1753	江戸で死去
重豪	伊集院久東		伊集院十蔵久遠嫡子		島津氏支流	伊集院久朝一男家	宝暦5		1755	重豪死去前就職
重豪	島津久亮		21代吉貴嫡子		島津久倫	宮之城家・宮之城	宝暦5		1755	重豪死去前就職
重豪	高橋種壽(種房、種敏)	鸞雲	高橋種房嫡子		他家	高橋家	宝暦5		1755	祖父種周は新納家、父種房は中島家より養子成。庶席鎌田政昌次、明和5年罷免
重豪	樺山久智(久倫)		樺山久初嫡子		島津氏支流	樺山家・間牟田	宝暦6	宝暦11擧登で解任。明和1再任	1756	庶席島津久柄次、再任後島津久金次、明和7年江戸側家老。室宝暦11年江戸勝手方・琉球方加役。庶席樺山久智次。江戸で死去
重豪	島津久峯		22代継盛庶子		島津久豪	佐多家・知覧	宝暦9	延享5見習のため	1759	室宝暦11年家老上座。致仕後の明和7年2月1日、参勤途次の重豪から留守中家老座へ勝手方次郎出席を命じられている。
重豪	鎌田正芳		鎌田正甫嫡子		他家	鎌田家・始良西長南村	宝暦10	家老座出席	1760	宝暦14死
重豪	島津久暢(久定)		島津久甫嫡子		島津氏支流	日羅家・日羅	宝暦11		1761	庶席島津久亮次、島津久金上
重豪	島津久金		島津久幸嫡子		島津氏支流	佐佐(司)家・佐司	宝暦11		1761	庶席島津久金上
重豪	川田国福(国詮)	清運	川田国陣嫡子		他家	比志島氏庶流山田家	宝暦13		1763	勝手方(菱刈實詮と相合)
重豪	島津久健(久智)	久山	島津久運嫡子		島津氏支流	薩州家忠清一流	明和2		1765	手替の命により、二階堂行明宗準二男が御嫡としていた薩州家忠清家を継承再興(久道)。庶席は島津久品次。女子は26代齊宣側室
重豪	桂久中		桂久吉嫡子		島津氏支流	桂家	明和4		1767	庶席桂久中次
重豪	喜久久福	随鳴	喜久久起嫡子		島津氏支流	喜久家・鹿籠	明和6		1769	庶席桂久中次
重豪	小松(物産)清香		島津久春二男	祐深清方	他家	祐深(小松)家・昔利	明和6		1769	庶席喜久久福次、宝暦11年「小松」改号許可。異国方側家老。庶席川田国福次→安永2年春より繁栄方。江戸で死去。
重豪	山岡久澄		山岡久方嫡子		島津氏支流	日羅家久竹三男久英より分立	明和8		1771	家祖久英は貞享2年先入の養子となる。
重豪	赤松則正	随風	町田俊方二男	赤松則茂	他家	赤松家	安永4		1775	庶席二階堂行旦次。勝手方。初め川田国福添役
重豪	二階堂行旦(長興、行澄)		相良長意三男	二階堂行道	他家	二階堂家嫡家	安永5		1776	曾祖父行澄は田原島中となる。その子行澄が代々小藩。行旦は行澄嫡女を母とする。勝手方家老から天明2年表方職。同6年長藩、同7年勝手方御側家老。天明5年興掛御免
重豪	島津久起		島津久命(休休二男)嫡子		島津氏支流	宮之城家庶流	安永9		1780	*安永9年御側→興、御興→大興に改称。同10年御側題→興同・奥助改称
重豪	宮之原通直		宮之原通興嫡子		他家	宮之原家	天明2		1782	勝手方勤。庶席二階堂行旦次。天明6年表家老。祖父宮之原通直は細實御室江田氏(信濃院)見弟で養子に入る。
重豪	川上久品		川上親備嫡子		島津氏支流	川上久利一流	天明6		1786	御側時、「薩陽武鑑」では久謙(その子久品は早世)。勝手方、御側時。庶席喜久久福次
重豪	市田盛常(貞史、教国)	自業齋	市田貞行嫡子		他家	市田家	天明6	寛政1御免、家格一所持、同4再任	1786	市田貞行は大坂藩嫡子。女子(盛常御室)が重豪御室、茂徳生母。天明6年江戸で任命、興掛家老。江戸管内。庶席は宮之原通直次。興掛、御側兼務。寛政1年に御免。同4年家老再任、異国船掛
重豪	島津久隆(實興、實祐)		島津久鑑子		島津氏支流	佐多家・知覧	天明7		1787	兄久敏が加治木家相続のため佐多家相続。異国船掛。庶席島津久金上
重豪	関山金暉(金郷)		関山金隆嫡子		他家	関山家	天明7		1787	勝手方。関山家は御年寄沢井が明切氏二男金宗を養子として立てた家。その養子が金隆(相良長實二男)
重豪	島津久運(久亮)		島津久鑑嫡子		島津氏支流	永吉家庶流	天明8		1788	島津久健庶子久相が宝永4年吉貴の命で別立。久相養子は永吉本家久輝庶子
重豪	島津久輝		喜久久甫二男		島津氏支流	本宗家準五男家	寛政1		1789	19代光久庶子久房の孫
重豪	名越盛茂(時央、経雷・雷胤、雷中)	鶴翁	名越重家嫡子		他家	名越家	寛政1		1789	庶席二階堂行旦次、寛政2年勝手方
重豪	伊勢貞矩		伊勢貞起嫡子		他家	伊勢家・末吉岩山村	寛政2		1790	庶席菱刈實祐次、異国船掛
重豪	比志島龍章		比志島龍家嫡子		他家	比志島家	寛政3		1791	室は21代吉貴娘。江戸で死去
重豪	山岡久容		山岡久流嫡子		島津氏支流	山岡家	寛政3		1791	江戸で死去
重豪	二階堂行智(行亮)		二階堂行旦嫡子		他家	二階堂家嫡家	寛政3		1793	
重豪	川上久致		島津貴徳庶子		島津氏支流	川上家	寛政5		1793	
重豪	山田有儀		山田君豹嫡子		他家	山田新助家庶流	寛政7		1795	

の島津号諸家の分立も含め、ある程度予測できることではある。では、歴代藩主ではそれぞれどうだったのか。家久任命以降の一五五人について、①②③の出身に分けて示す。【表3】

結果のみを見れば、異姓の家老任命が比較的高いのは、九代藩主（島津氏二六代）齊宣である。また、家久の代では過半を超えているが、前代義久・義弘以降の傾向から、次第に島津号や島津氏支流の別号家が家老に任じられていく過程を示すと考える。

齊宣の時代の高さは注目されよう。父重豪の代では、異姓が四五パーセントであるが、重豪の影響力を、天明七（一七八七）年の隠居後も、藩政介助を続け、名目のみ介助とした寛政三（一七九二）年五月を経て介助を辞めた翌年六月まで、と考えると、異姓の家出身は十四人（比志島範章まで）、島津号と別号家出身は十五人（山岡久容まで）で、異姓が四八パーセントである。ただ異姓の家とはいえ、家老職に就く家として、島津本宗家をはじめ島津氏支流家との関係では、縁組（婚姻・養子）を通じて密接な関係にあることはいままでもない。

（2）異姓の家

次に、家久の代以降、家老職に就いた一五五人の中で、異姓の家について検討する。家老を出した異姓の家と島津氏本宗家との縁組（婚姻・養子）の有無、島津氏支流家との養子関係を示す。【表4】

- 島津氏本宗家と縁組した家を挙げると、左の通りとなる。
- ① 本宗家男子が、養子として入った家は、伊勢・鎌田・敷根・種子島・祢寝（小松）家。高橋家は後に辞去している。
- ② 本宗家女子との婚姻では、伊勢・穎娃・敷根・肝付・種子島家
- ③ 本宗家へ女子が婚姻した事例は、伊勢家のみ正室、名越・市田家

【表3】島津号・別号家と異姓の家

（代は藩主代数、%は島津号・別号と異姓の家で出す）

代	1 家久	2 光久	3 綱貴	4 吉貴	5 継豊	6 宗信
①	5人 45%	17人	4人 67%	6人 60%	6人 55%	5人 71%
②		1人 72%				
③	6人 55%	7人 28%	2人 33%	4人 40%	5人 45%	2人 29%
代	7 重年	8 重豪	9 齊宣	10 齊興	11 齊彬	12 忠義
①	2人 67%	11人 55%	10人 43%	11人	6人 100%	10人
②				1人 63%		1人 79%
③	1人 33%	9人 45%	13人 57%	7人 37%	0人 0%	3人 21%

は側室

近世前期の伊勢家の島津氏本宗家との独特の関係、近世を通じての種子島家、そして肝付・祢寝（小松）家との関係、近世前期の敷根家や鎌田家との関係が見て取れる。

(3) 本宗家出身の家老・城代

島津氏本宗家出身の男子が養家に入り家老となった事例、つまり本宗家家督の兄弟が家老職に就く例を城代の事例とともに挙げる。【表5】

島津義久・義弘の場合、祁答院にあった、弟歳久（日置島津家祖）は文祿元年（一五九二）に秀吉の命で死に追いやられ、四弟家久（永吉島津家祖）も天正十五年（一五八七）に急死している。また、家久（忠恒）の兄弟も早世しているため、義久・義弘と家久（忠恒）の場合、兄弟が家老に就くことはなかった。

本宗家出身者の家老が、本宗家家督を支えた時期を確認する。二代藩主光久の代には、慶安二（一六四九）年以降、延宝七（一六七九）年まで、異母兄弟の伊勢貞昭・鎌田正信・島津忠廣が相次いで家老に就き、延宝八年からは庶子の佐多久達・島津久當・喜入久亮が支え、三代藩主綱貴の代に島津久明も加わり、綱貴から四代藩主吉貴藩政を支えた。

また、父の七代藩主（島津氏二四代）重年の死去後、若くして八代藩主重豪が襲封した際には、吉貴庶子の家老島津久亮、同じく吉貴庶子で家老上座に再任された貴備、五代藩主継豊庶子の久峯らが支えた。

なお、幕末に十代藩主斉興の名代とされ、城代島津久宝の上座とされた忠教（久光）の一件は、十一代藩主（同二七代）斉彬就任の前史として捉えられている。⁶⁷

三章 家老を出す家出さぬ家―家格と家老―

第一節 家老を出さなかった家（家久代以後・一所持格以上）

幕末までの一所持格以上（一門四家・一所持三十家・一所持格十二家中）において、家老を出さなかった家を挙げると左の通りである。

- ① 一門家では、加治木・垂水・越前（重富）・和泉（今和泉）島津家の四家全て
- ② 一所持で、もと大身分（本稿では天明六年以前の大身分の意味として用いる）四家の日置・花岡・都城・宮之城島津家では、花岡島津家と都城島津（北郷）家の二家
- ③ 一所持・一所持格以上では、大野家・吉利家・入来院家・畠山家の四家

①の一門家四家と②のうち花岡島津家は、本宗家二男家である。参考までに、家臣家と本宗家の親疎について、天保期の藩記録所が示したものを挙げる。【表6】⁶⁸

もと大身分の宮之城島津家は、本宗家三男家と目されていた。しかし、もと大身分でかつ本宗家二男家と目された日置島津家が、四代久慶以来、期間⁶⁹は空くものの、度々家老を輩出している点や、準二男家の島津大蔵家（久明一流）から、久明・久春・久丘・久昌が家老に就く事例があり、二男家は家老に就かず、三男家は家老を出すといったような相違とは言い切れない。

では、家老などの役職就任者を出す、出さない基準はどこにあったのだろうか。筆者は、一門家の加治木・垂水家と花岡家の場合、本宗家に對して「脇の物領」と位置付けられ、再興された越前家・今和泉家もこ

【表4】家老を出した異姓の家

(同家名の場合は数字で分ける。島津氏支流（別号家を含む）との縁組は養子関係のみで示した。備考欄〔〕の数字は、家老となった者の人数と最後の家老名。家名のゴシック体は、本宗家島津氏と養子・婚姻関係との関係のある家を示す。)

家名	島津本宗家から養子	本宗家女子との婚姻	本宗家へ婚姻	備考
伊勢	○貞昭／家久庶子	○貞顕室／光久娘 ○貞矩室／吉貴娘	○光久夫人 ／綱久実母	島津支流縁組 〔4・貞矩〕
三原				〔2・重庸〕 処罰
比志島1				〔1・国隆〕 処罰
鎌田1	○正信／家久庶子 ○正長／光久庶子			〔3・正芳〕
山田1				〔1・有栄〕
穎娃		○久明室／光久娘		代々「久」字 島津支流縁組 〔3・久喬〕
敷根	○久福／綱貴庶子	○久頼室／家久娘 ○久輔室／光久娘		島津支流縁組 「島津」号 〔2・久浮〕
鎌田2				島津支流縁組 〔3・政興〕
諏訪				〔2・武盛（衛）〕
肝付		○兼屋室／家久娘 ○兼柄室／光久娘 ○兼伯室／継豊娘 ○米鶴婚約／斉宣娘		久兼のみ「久」字 拝領 〔2・兼柄〕
種子島	○普之進（久光） ／斉興庶子（後に辞す） ○久珍／斉宣庶子	○忠時室／家久娘 ○久基前・後室／光久娘 ○久道室／斉宣娘		久時・忠時以降代々「久」字 〔2・久基〕
平田				島津支流縁組 〔2・正輔〕
柵寝（小松）	○重永／家久庶子 ○清纯／綱貴庶子 ○安之助（忠温） ／吉貴庶子（後に辞す）			島津支流縁組 〔3・清廉〕
比志島2				〔2・範章〕
名越			○吉貴側室 ／継豊実母	島津支流縁組 〔1・恒篤〕
堀				〔1・興昌〕
北條				〔1・時成〕
鎌田3				〔1・政直〕
市来				島津支流縁組 〔1・政方〕
高橋	○種意 ／光久庶子（後に辞す）			〔2・種央〕
菱刈				〔3・隆観〕
川田				〔3・佐摸〕
赤松				〔2・則決〕
二階堂				島津支流縁組 〔3・行典〕
宮之原				綱貴側室江田氏 島津支流縁組 〔1・通直〕
市田			○重豪側室 ／茂姫実母	〔2・義宜〕
関山				島津支流縁組 〔2・金生〕
山田2				〔1・有儀〕
秩父				〔1・季保〕 処罰
猪飼				一橋斉敦用人家 島津支流縁組 〔1・尚敏〕
調所				〔1・広郷〕
岩下				〔1・方平〕

【表5】 本宗家出身の家老・城代

藩主関係	家老名(家名など)	〈家老及び城代就任時藩主代数・名〉
家久庶子	伊勢貞昭(伊勢家) 鎌田正信(鎌田家) 島津忠廣(准三男家)	二代光久 二代光久 二代光久
光久庶子	島津久達(佐多家) 島津久富(佐志家) 喜入久亮(喜入家) 島津久明(准二男家)	二代光久→三代綱貴 城代(二代光久→四代吉貴) 二代光久→五代繼豊 ↓城代(四代吉貴→五代繼豊) 二代光久→四代吉貴 三代綱貴→四代吉貴
吉貴庶子	島津久亮(宮之城家) 島津貴備(垂水家)	八代重豪 家老上座・城代(五代繼豊・宗信/八代重豪)
繼豊庶子	島津久峯(佐多家)	八代重豪 ↓宝曆十一(一七六一)年家老上座 明和二(一七六五)年家老を辞す ↓明和七年留守中家老 座勤務の命
斉興庶子	島津忠教(越前家)	十代重豪 ↓斉興名代、家老座出席、城代上座

【表6】 島津氏本宗家と二男家以下と直別・鹿(庶)流

(1) 直別	越前島津家・加治木島津家・垂水島津家・今和泉島津家 日置島津家・花岡島津家 川上家 島津久馬家(光久庶子大蔵久明一流) 宮之城島津家・豊州家・永吉家・佐多家 佐志家・島津助之丞家(家久庶子・加治木二男家・忠廣一流) 新納家 樺山家 都城島津(北郷)家 桂家 島津頼母家(光久庶子頼母久記一流) 島津求馬(光久庶子求馬久房一流) 喜入家
(2) 鹿(庶)流	御直別二而無之、其以下者都而御鹿流御座候 町田家・豊州家二男家・宮之城二男家・新城(垂水二男)家 新城島津家・薩州家準二男家・大野家・吉利家・宮之城庶流 伊集院庶流・義岡家・山岡家・越前家二男家など

れに準じる家とされた故ではないか、と推測する。また、都城島津家の場合はこれら近世以降に分立した家とは事情が異なり、同家の来歴と所領支配に関わるのでは、と考える。

1 一門家と花岡・都城島津家

戦国期の天正十三(一五八五)年、島津義弘が守護代となったことについて、家督相続の可能性を含むことが指摘されている²⁰⁾。また、島津義久二女新城と垂水島津家彰久の間に生まれた信久(久信)は、島津義久の血統を受け継ぐ存在であった。義久の存命中、その三女亀寿の婿養子として本宗家家督を受け継いだ家久にとり、侮れない存在であり、垂水島津家は近世初頭に「脇の惣領」として位置付けられていた²¹⁾。「脇の惣領」は、後に光久異母弟の忠朗を祖とする加治木島津家がこれに代わる。同家について、「近代の脇の惣領」という認識が、家老島津久通から示されている²²⁾。

吉貴異母弟で後の花岡島津家祖となる忠英(久備)は、父綱貴の寵愛をうけた江田氏(於登代・信證院)の長子であり、綱貴からは、異母兄吉貴の補佐に当たり、場合によって守護代たるべき立場として扱われている²³⁾。忠英は、宝永五(一七〇八)年に別家をたてるが、五代藩主繼豊代の享保九(一七二四)年、大隅国に一所を与えられ、花岡島津家が成立する。その家格は、一門家より格下の大身分の四家に含まれるが、吉貴代の宝永二(一七〇五)年九月六日付で、忠英は加治木家の久住(吉貴叔父)と垂水家の忠直(吉貴異母弟)とともに、吉貴との間柄から特別な扱いとされている²⁴⁾。花岡家祖忠英が重く扱われたと指摘できる。この花岡島津家成立の過程は、後の越前島津家再興の前例とされたが、再興

された本宗家二男家の越前・今和泉島津家も、家老職を勤める家とは区別されたのである。

それでは、②のうち、都城（北郷）島津家から家老が出されなかった理由は何か。直接的な史料を見出していないが、同家の家格は、垂水島津家などよりはるかに下がることとされながら、一方で、中世以来の由緒を持つ家であり、最大の私領主であることから、近世前期以来、別格扱いされていた。この認識は、家老伊勢貞昌が、藩主島津光久に示している。島津氏本宗家は、近世前期に都城（北郷）家政に強く介入し、島津家久・光久の庶子が優先的に同家へ養子成をした。これも、単なる家臣家の統制だけではなく、同家の維持を藩主家久・光久が重要視したためと考えられる。⁽⁷⁵⁾

2 大野家・吉利家・入来院家・畠山家

③の一所持・一所持格以上で家老を出さなかった、大野家・吉利家・入来院家・畠山家の四家について、概略を示す。

薩州家二男家の大野家は、四代忠宗が、文禄元（一五九二）年に島津義久に誅殺され、女子妙春の婿養子久高は、寺入の処罰をうけている。久高は、後に大野家を辞して生家樺山家に戻り、兄の子の跡を継ぐ形で同家を相続、家老となる。一方、大野家に残された妙春の女子二人は、本田親正と島津常久の室となるが、妙春自身は、家久異母姉屋地の女子が、家久の養女として慶長十（一六〇五）年に松平定行へ嫁ぐ際、局役として供奉した。そしてその功により、家老三原重庸（重饒）二男久行を養子にして、大野家を再興させる。

久行の養子久明は、家老新納久詮の二男であり、京都藏奉行・用人な

どを勤める。その養子久矩は、家老佐多（島津）久達の三男で、組頭・番頭などを勤めた。その後の養子には、家老島津久起（宮之城家庶流）弟の久富、今和泉島津忠厚庶子の久甫がいる。大野家からは家老が出なかったが、同家の縁組からは、家老を出す家との繋がりが確認できる。同じく薩州家二男家の吉利家は、義岡久達の長子久良が養子に入り、後に花岡家二代久章二男の久寶、家老二階堂行典三男久包が養子に入っている。

洪谷氏一族の入来院家からは、家老は出なかったものの、大目付まで進んだ事例を確認できる。また、島津義久・義弘・歳久の生母は入来院重聡娘であり、大目付となった重頼の室は島津家久の娘、次の重治の室は光久の娘であり、光久庶子の重規、継豊庶子の定勝がそれぞれ入来院家へ養子に入る。同家は早くから島津氏本宗家及び支流諸家と度々縁組しており、異姓ながら島津家との関係は深い。

畠山家も、大目付まで進んでいる家である。義弘の家老であった長寿院が、関ヶ原合戦で死去し、一時「阿多」を号すが、島津光久庶子義扶が養子に入り、「畠山」改号を運動して許可されている。⁽⁷⁶⁾

3 島津貴儔（久典）と忠教（久光）

例外的に家老座に出席し、それぞれ家老上座とされた、吉貴庶子で垂水島津家を継いだ貴儔（久典）、斉興庶子で越前島津家を継いだ忠教（久光）について検討する。

貴儔は、享保二十一（元文元・一七三六）年正月の通達で、「御家老座へ御出勤被仰付候付、御家之格式ハ格別、平日ハ御家老出入口ヨリ御出入被成候、御目付出迎ニ不及⁽⁷⁷⁾」と、家老座への出勤を命じられている。

この措置は、父吉貴の意向に対応するものである。当時、藩主継豊は、病気を理由に江戸在府を続けていたが、筆者は、この背景には、享保二十年八月、継豊側家老の伊集院久矩・平岡之品処罰に象徴される、吉貴と継豊間の確執があったものと推測している。⁷⁸この状況を暗示する事例が、穎娃久周の処遇である。久周は、貴儔と同じく享保二十一年正月に若年寄とされ、十二月に江戸で家老職に就いたが、延享四（二七四七）年十月に吉貴が鹿兒島磯邸で死去すると、翌年正月には江戸で在職のまま死去している。同月には貴儔も罷免された。

寛延二（二七四九）年四月、継豊が久しぶりに鹿兒島に帰着する。この後の藩主は、寛延二年七月に宗信、宝暦五（一七五五）年六月に重年が相次いで死去したため、宝暦四年以来、江戸にあった重年嫡子の忠洪（重豪）が、同五年七月に家督を相続し、国元の祖父継豊が後見する形となった。しかし、継豊も宝暦十年九月に死去、江戸で元服した重豪が、藩主として初入部したのは、翌十一年六月二十三日である。この間の二月朔日付通達では、再び貴儔に対して「御家老座へ一往毎日出勤有之、御家老ヨリ上座へ座席被仰付、御用筋御家老ヨリ御相談仕候様被仰付」とされた。数えて十七歳の重豪藩政初期、貴儔には国元の抑えとしての役割が期待されたであろう。なお貴儔は、同十三年七月十九日に辞職している。⁷⁹

島津忠教（久光）は、文化十四（一八一七）年十月生まれで、異母兄斉彬より八つ歳下である。翌年三月、種子島久道の養子とされたが、文政八（一八二五）年三月に種子島家を辞去し、天保七（二八三六）年に越前島津家の婿養子となる。弘化四（一八四七）年八月二十日の砲術館開場式において、父斉興の名代とされ、十月には、異国方から改められた軍役方の名代（加治木島津内匠同役）となる。翌嘉永元（一八四八）年の斉

興参勤に際しては、忠教が名代とされ、出発に先立ち、同年四月には、改革中政事向きの対応のため「一往家老座へ出席、諸事家老中ヨリ相談ヲモ承リ」とされている。⁸⁰当時、世子斉彬は基本的に江戸在府であり、外国船琉球来航に伴う対応の中で採られた措置である。もちろん、斉興の意向が反映されたものであるが、同四年に藩主に就いた斉彬も、異母弟久光に対して高い評価を与えている。⁸¹

第二節 家格と家老

寄合・寄合並の家格で家老を出した家を確認する。この中には、家老、またはその前段階として大目付や若年寄就任による家格上昇の結果、寄合・寄合並とされた家もある。**【表2】**から三三家を検出した。⁸²

寄合・寄合並で家老を出した家を、複数、一名のみに分けて示す。

① 家老を複数出した家

義岡家・山岡家・川上久利一流・宮之城島津家庶流・永吉島津家庶流・川上忠塞一流・新納是久一流・新納家（忠澄一流）・町田久政一流・山田（弥九郎・新助）家・鎌田家庶流・平田庶流家（宗勝一流）・高橋家・二階堂家嫡流・堀家・赤松家・関山家

② 家老一名のみ出した家

末川家（垂水島津二男家）・川上久明一流・郷原家（加治木二男家分家）・樺山久盈一流・薩州家忠清一流・伊集院家嫡流・伊集院久朝二男家（久照一流）・名越家・北條家（種子島分家）・鎌田（愛太夫）家・市来左仲家・宮之原家・山田（司・喜三右衛門）家・岩下家・猪飼家・調所家

家格上昇について、一所持と一所持格・寄合に家格を上昇させた事例

を挙げる。【表7】寄合については、大目付就任などで家格を上昇させた事例は他にもあるが、家老まで進んだ家のみを示す。

【表7】家格を上昇させた家・人物

(1) 一所持三十家・一所持格十二家中	
碓山久徳	天保十一年大目付、同十二年寄合↓弘化三年家老・島津号↓嘉永三年一所持
市田盛常	父貞行が天明六年寄合、女子は重豪側室・茂姫生母。家老・一所持
(2) 寄合 五四家中	
名越恒渡	正徳元年八月大目付、享保五年家老
堀 興昌	享保十二年大目付、寄合↓同二十年家老
鎌田政直	元文六年家老、寄合
市来政方	寛延二年大目付、寄合↓同三年家老
赤松則正	明和七年大目付格、寄合↓安永四年家老
宮之原通直	安永七年大目付、寄合↓天明二年家老
関山金暉	天明四年大目付格、寄合↓同七年若年寄↓家老
山田有儀	寛政五年大目付、寄合↓同七年家老
猪飼尚敏	一代寄合↓文政十一年家老、寄合
調所広郷	天保三年大目付格、寄合、家老格側詰↓同九年家老 (文久三年小番降格)

四章 家老平田正輔と勝手方家老

本章では、具体例として家老平田靱負正輔とその家を取り上げ、平田も担当した、勝手方家老について検討する。

室町時代に老中として活躍した平田氏は、近世初期に嫡家が断絶し、近世には、寄合以上の家として庶流家が二つあった。

第一節 平田氏嫡家―系譜と断絶―

「別本諸家大概」⁽⁸³⁾には、平田氏について「平姓平田の先祖肥後房良西

と申者、帖佐地頭職の儀、東鑑にも相見得候、子孫平田新左衛門親宗入道玄親、(重宗を欠く―筆者注)美濃守氏宗、美濃守兼宗入道洞印、美濃守昌宗、美濃守光宗入道舜盧、美濃守歳宗、太郎左衛門増宗、御代々御家老職相勤、太郎左衛門弟休兵衛宗親迄も 竜伯様御隠居御家老相勤候処に、太郎左衛門不忠の事御座候故、兄弟共に伏誅故、嫡家断絶仕候、其外の平田家は庶流にて御座候」とある。

また、「本藩人物誌」⁽⁸⁴⁾平田昌宗の項には、「先祖重宗以来申良致領知、岩弘二居住、勝久公鹿兒島没落ノ節、昌宗致出奔、末吉ノ平田出羽守宗仍「末吉地頭、深川一所ヲ領ス」(「」は本文割書部分―筆者注)ヲ頼、末吉二寓居ス、左候テ天文末年、貴久公江被召出候テ御家老職「永禄六年頃五十歳計」帖佐地頭被仰付候」と記す。

同じ「本藩人物誌」の「国賊伝」⁽⁸⁵⁾の増宗に関する記述には、「美濃守歳宗子、永禄九年誕生、母ハ羽島氏、○慶長三年比ヨリ増宗大坂へ相詰居、関ヶ原御合戦以後、(義弘)惟新御下国ノ砌、増宗肝煎ヲ以(龜寿)国分様、宰相様御二方無異儀御帰国被遊候、○義久公御家老、○清敷地頭「慶長五年、於莊内陣中清敷地頭被仰付候、此以前ハ穆佐地頭ニテ候、此時穆佐衆中ノ内武勇ノモノ式拾五人ヲ撰ヒテ清敷「今ノ樋脇ナリ」へ被移候由、此時衆中ハ三百十六人ノ由」、○慶長十四年琉球征伐副将ニテ渡海、

○同十五年六月十九日、依野心、於入来土瀬戸越被誅、「討手ハ押川強兵衛・久保七兵衛也、案内者清敷衆桐野九郎右衛門ナリ、鉄炮ニテ打殺候事、○野心ノ訳色々説アリ、旧伝集ナトニモ此事見ユ」年四拾五、「○増宗嫡子新四郎宗次「母ハ上井覚兼女」慶長七年八月十七日、於野尻横死、年十七、二男新三郎行宗、慶長十五年十一月十五日於筑前海上疾風覆船時自殺、時十九、三男ハ出家、依父ノ罪科、琉球勝連島へ配流、

【表8】「本藩人物誌」国賊伝に挙げられた名前

(目録には「実久党、肝付省鈞、北原、伊地知、蒲生、肝付以安、祢寝、新納、本田、菱刈、渋谷党〈上 東郷、中 祁答院、下 入来院〉、梅北、伊集院幸侃、平田増宗、比志島国隆、島津久慶、陽春坊」の名が記載されている。)

1 島津一族

- ① [薩州家島津氏関係] 38名
 - ・ 島津実久：勝久を出奔させ、相州家の島津氏忠良・貴久と対抗（以下略）
- ② [新納氏] 1名
 - ・ 新納忠勝（入道栖嵐）：救仁院志布志城主。父は肝付氏と結び島津忠昌に叛す。本田董親と結び正八幡宮を焼く。北郷氏、豊州家と対抗。島津勝久を支持して攻められ、志布志を放棄

2 被官

- [本田氏] 1名
 - ・ 本田紀伊守藤原薫（董）親：大隅国守護代。戦国期に勢力を拡張。天文17（1548）年、島津忠良らに攻撃され所領を失う。

3 戦国期の有力国人層

- ① [肝付氏関係] 4名。肝付河内兼統（入道省鈞）ほか一族家臣を加えて25名
- ② [北原氏関係] 1名。北原又八郎兼守ほか一族家臣を加えて16名
- ③ [伊地知氏関係] 1名。伊地知上総介重興ほか一族家臣を加えて7名
- ④ [蒲生氏関係] 2名。蒲生越前守範清ほか一族家臣を加えて6名
- ⑤ [(加治木) 肝付氏] 1名
 - ・ 肝付越前守兼演（入道以安）は、肝付氏本宗家から分かれ、大崎から溝辺を経て加治木に入る。島津実久に応じる。天文18（1549）年降伏
- ⑥ [祢寝氏関係] 1名
 - ・ 祢寝右近大夫重長：肝付・伊地知氏に与同。天正元（1573）年島津義久に降伏
- ⑦ [菱刈氏関係] 4名
 - ・ 菱刈相模守重州（入道天岩）：相良氏と結び大口城をとる。天文8（1539）年島津貴久に降る。（以下略）
- ⑧ [渋谷党 東郷・祁答院・入来院氏関係] 7名。ほか一族家臣を加えて25名

4 豊臣政権下

- ① [梅北一揆関係] 梅北宮内左衛門尉国兼ら5名
- ② [伊集院幸侃・庄内の乱関係]
 - ・ 伊集院右衛門大夫忠棟（入道幸侃）・伊集院源次郎忠真ら5名。ほか一族家臣を加えて65名

5 藩政初期の権力闘争関係

- ① [平田太郎左衛門尉増宗関係] 2名。子供を含めれば8名
 - ・ 平田増宗：義久家老。琉球征伐副将。慶長15（1610）年6月19日、入来土瀬戸で誅される。嫡子宗次は慶長7年8月野尻横死、二男行宗は慶長15年11月自殺、三男は出家、増宗の罪により琉球勝連島配流、四男治部卿は硫磺島配流
 - ・ 平田越前守宗親（増宗弟）：義久隠居方家老。吉松地頭。慶長17年4月26日切腹の命。嫡子宗次・二男新八郎も父と同時に誅される。
- ② [比志島国隆関係] 1名。子供を含めれば2名
 - ・ 比志島国隆：寛永4（1627）年処罰。同6年種子島配流、切腹。子内記は屋久島配流
- ③ [島津久慶関係] 2名
 - ・ 島津久慶：死後、系図削除
 - ・ 島津久豫（久憲）：生母は常久娘・久慶妹。喜入忠高三男で日置島津家養子
- ④ [加治木島津家関係] 1名。他1名

四男治部卿硫磺島へ配流ナリ」、弟宗親については「○竜伯公御隠居御方御家老也、○吉松地頭、○慶長十七年四月廿六日切腹被仰付候、年四十二、○宗親嫡子左馬頭宗次、母八本田神祇女、二男新八郎、父同時ニ被誅候、宗次ハ二十歳」とある。

平田氏は、室町期に島津氏本宗家の老中として活躍、平田昌宗は島津氏十四代勝久に従い一時没落したが、平田宗仍の仲介で、新たに島津氏本宗家となった十五代貴久に仕えた。島津氏十六代義久の家老で清敷（入来）地頭の平田増宗が、慶長十五（一六一〇）年に殺害され、同十七年にも、増宗の弟で義久家老の宗親らが処断され、平田氏嫡家は断絶した。近世には、平田氏庶流の中で、寄合以上の家格に平田頼負正輔を出した宗勝一流と宗保一流の二家があった。

第二節 近世の庶流平田家と平田正輔

1 平田家の系譜・家格・実名字

平田宗勝一流は、平田氏宗の庶子家に当たる。同家の系譜と諸家の関係などを示す。【系図③】

初祖宗勝は日向の合戦に活躍し、その養子宗仍は、島津氏十四代勝久につき鹿兒島を出奔した嫡家昌宗の依頼をうけ、その復帰に功があった。宗仍は天文・弘治年間（一五三二～五五年・五五～五八年）の末吉地頭⁽⁸⁵⁾、豊州家島津氏・北郷氏と肝付氏の合戦においては豊州家方として参戦、子の宗徳とともに戦死する。宗應は、永祿五（一五六二）年に曾於郡地頭職を得ている。慶長五（一六〇〇）年九月の関ヶ原合戦で戦死、兄宗次（早世）を継いだ宗弘は、羽月・野尻などの地頭職に就き、使役などを勤めた。

正輔の曾祖父に当たる宗正は、平田家の中興と目される。その子宗卯は病身故に家督たらず、孫の宗房（正房。正輔の父）が祖父宗正より家督を相続し、志布志・栗野地頭を勤め、享保七（一七二二）年勘定奉行・二番組頭となる。同二十年に隠居、寛保二（一七四二）年に死去す。この間、正徳二（一七二二）年に定められた薩摩藩の家格では、平田家は寄合とされている。

平田正輔は、宝永元（一七〇四）年八月十二日生まれ。幼名は平蔵。母は島津家久の庶子忠廣に始まる一流の忠守の娘であり、正輔の父方曾祖父と母方の曾祖父・祖父とも家老であった。正輔の先妻の父は、家老肝付兼柄の娘、後妻の父は、家老種子島久時の娘であり、岳父（舅）二人とも家老職にあった。正輔以後も、家老を出した佐志家や名越家と平田家との姻戚関係が確認できる。

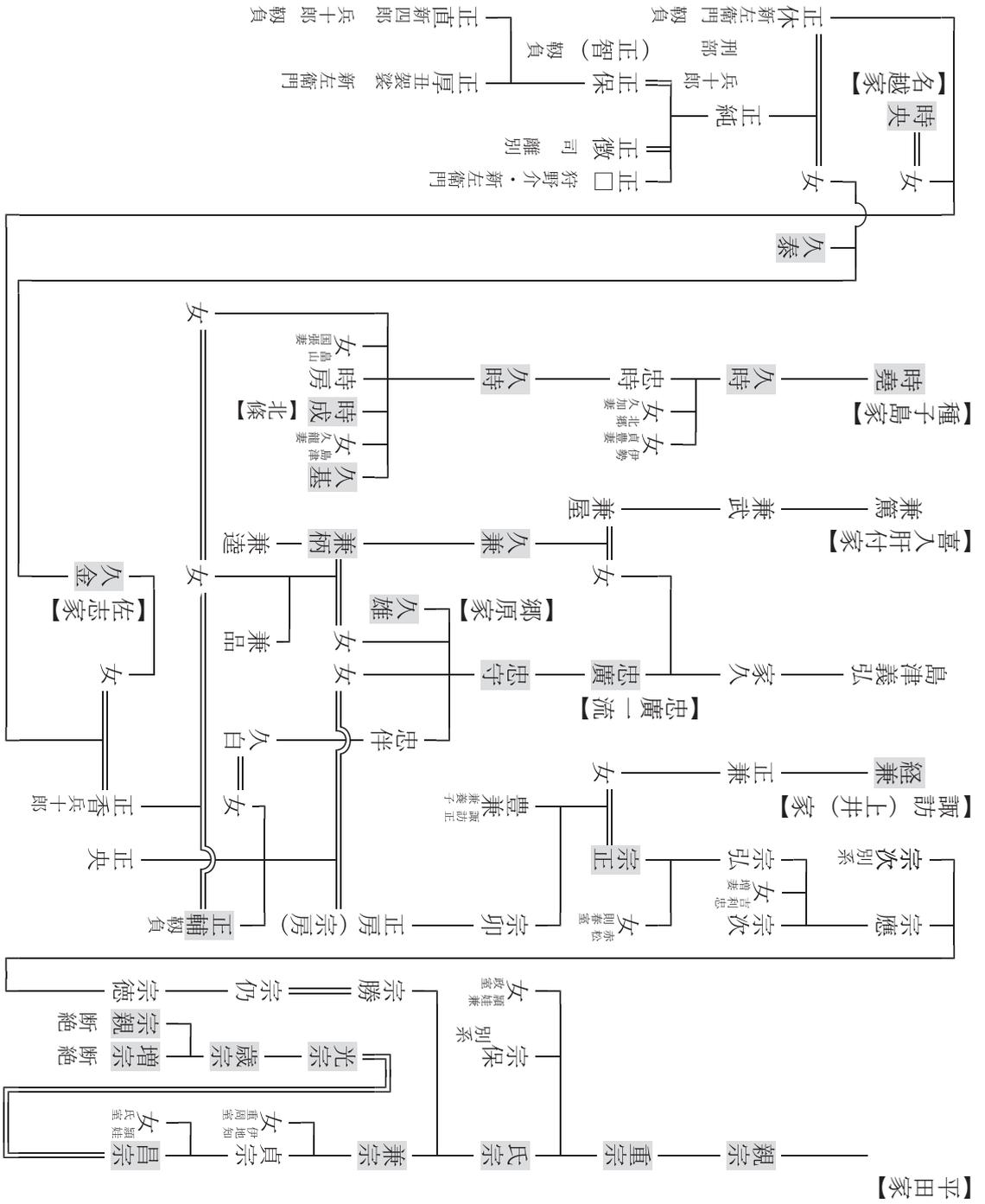
宝永・正徳期（一七〇四～一一年・一一～一六年）、薩摩藩では諱（実名）字や家号など、家格に結びついて様々な規制が実施され、また、幕府・将軍家との関わりからも規制が明確化された。正徳三年、当時の將軍の名の使用が一切禁じられている。同六（享保元・一七二六）年、徳川吉宗の將軍職就任をうけ、翌年「宗」の字が規制され、宗房も正房に改名した。このような場合、家の初祖や功績のあった者に因む由緒の字が家の字（通字）とされる。平田宗勝一流の本家とその庶流家では、中興の祖である宗正に因み「正」字を通字とした。⁽⁹⁰⁾

2 財政担当としての平田家

平田宗正は、中郷・串木野・綾・野尻・志布志などの地頭職に就いている。用人、旅家老（若年寄）を経て、貞享五（元祿元・一六八八）年九

【系図3】平田家他関係系図

* 二重線は縁組を示す。また、網掛けは家老（同等）に就いた者を示す。



* 『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ』、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜』、『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ』、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜』、『平田家系図』(個人蔵)・『平田氏系図』(東京大学史料編纂所蔵)、『薩陽武鑑』(高古集成館、一九九六年)等参照。正純の代以後については中西達治氏から御教示を得た。

月から元禄十二年まで、三代藩主綱貴の家老となる。同役には、前代光久からの家老に、新納久了・島津久元・肝付久兼・島津久竹・島津久輝・種子島久時・島津忠守・佐多久達・島津久當・喜人久亮がいた。綱貴の代に家老同役となった者には、祢寝清雄・島津久洪・新納久珍がいる。元来世子付の家老であった宗正は、元禄二(一六八九)年には惣郡座物奉行祢寝清雄とともに「御物座・惣郡座両職」を監督する。

平田正輔の家は、曾祖父宗正から父正房の代にかけて、勝手方や勘定方に関わる家としての経験・情報を蓄積したと考えられる。例えば、近世前期に島津氏家譜編纂の総裁を担い、また金山開発ほか殖産興業に関わった家老島津久通(宮之城島津家)の屋敷には、文政九(二八二六)年の覚書でも「御記録座・金山座杯と唱来候席相残」とある。各局部を担当した家老や奉行の屋敷が、業務に関わる経験とともに記録情報を蓄積させていたことは、十分考えられる。

正房が勘定奉行に就任した享保七(一七二二)年には、七月に諸大名に上米の制が命じられた。これを契機に薩摩藩は、藩独自の検地(内検・大御支配)として最後となる享保内検を実施する。この際には、勝手方家老種子島久基のもと、勘定奉行経験者の菱刈重之、勘定奉行で享保二十年に勝手方家老となる堀興昌を中心に実施方法が検討されている。菱刈家に期待されたのも、その経験と情報の蓄積であった。享保七年九月四日付の島津久兵達書を左に挙げよう。

国中大支配此節可申付候、此儀者總州様御家督内より被仰付、思召茂為有之事候得共、御隠居被遊候付而、今度右通申付儀候、依之種子嶋彈正且亦勘定奉行堀甚左衛門右同係申付候、其方儀當分之役二而用係申付候、親菱刈孫兵衛儀も先年大支配方為相勤由候、

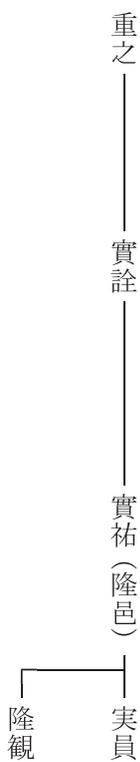
別而手廣相掛ル事候間、致方之次第段々書留等茂為致置二而可有之候条、万端相考、右用筋二付而存寄之儀、又者先例之儀とも随分無遠慮、彈正江可申聞候、何れ之筋も大支配之儀者不相調候而不叶儀候条、其心得二而折角申談可然候、以上

九月四日

本文書は、前年隠居した、前藩主吉貴が構想していた享保内検の担当を、菱刈重之に命じたものである。菱刈重之は、宝永五(一七〇八)年七月二十一日に勘定奉行就任を家老新納久珍より命じられる。同役には、島津主水久輔・鎌田源左衛門政躬がいた。大目付就任は享保二(一七一七)年十月十五日。父の菱刈重敦も万治内検を担当しており、検地実施方法に関わる記録が菱刈家に残されているであろうことを考慮され、それを参考にして、家老種子島久基や勘定奉行堀興昌との協議が期待されている。【系図4】

菱刈重之は、内検実施中の享保八年五月に死去した。同家を継いだ養子實詮は、宝暦九(一七五九)年、当時藩主重豪が若く、江戸に滞在中でもあり、隠居の継豊から家老に任じられる。同十一年には江戸で勝手方・琉球方に任命され、同十二年の芝藩邸と將軍家養女で継豊後夫人の竹姫(浄岸院)の住居である御守殿の類焼に際し、その再建を担当する。重豪藩政初期を支えた家老の一人であったが、明和六(一七六九)年九

【系図4】菱刈家略系図



月、江戸留守詰中に死去する。

勘定奉行として、平田正房も享保内検に関与したと推測される。「薩陽落穂集下」⁽⁹⁷⁾には、「御番頭被仰付、小高故御役料千石被下、已後御勘定奉行被仰付候、尤御寄合に被仰付候」と記されている。享保九（一七二四）年生まれの正輔嫡子の正香は、宝暦四年正月に番頭となるが、正輔に先立ち同五年三月に死去している。以後の平田家における勘定奉行就任の事例では、正保が慶応三（一八六七）年正月十一日付で任命されている。⁽⁹⁸⁾

3 勝手方家老平田正輔

平田正輔の履歴を記す。正徳二（一七二二）年四月十五日に登城し元服、藩主吉貴から加冠され、平蔵から兵十郎に改める。以後、次郎兵衛、次いで新左衛門を称す。実名は、初め宗武、享保十一（一七二六）年には正輔の名が選ばれている。同十四年物頭、同二十年に父の隠居により家督を相続。元文二（一七三七）年に江戸勤務を経験。同四年正月に用人、寛保三（一七四三）年六月に大目付となる。この前後、日向国馬関田（元文二年）、同国勝岡（同六年）、薩摩国伊作（寛保四年）の地頭職を命じられている。

延享五（寛延元・一七四八）年正月二十一日、新左衛門正輔は、御勝手方・琉球方家老郷原久雄⁽⁹⁹⁾の辞任をうけ、六代藩主宗信から御勝手方・琉球方家老職を命じられ、大口地頭職に転じ、掃部の名を拝領する。⁽¹⁰⁰⁾寛延元年九月、掃部正輔は、宗信の参府にあわせ、將軍家重の襲封を祝う琉球国王慶賀使具志川王子の引率に関わった。この参勤には、宗信の弟で当時加治木島津家を継いでいた久門（後の七代藩主重年）も随行している。

正輔は、十一月十五日の江戸城への使節登城などを指揮し、同年十二月二十八日、使節らと帰国の途につき寛延二年三月に帰国、この間に掃部から靱負に改名する。同年五月に帰国した島津宗信の病状が悪化し、七月十日に死去したため、九月十三日に弟の久門が参勤する。

当時、薩摩藩の借銀は三万四〇〇〇貫で、上方の支払いだけで三〇〇〇貫目余が必要とされた。正輔は、十一月四日付で儉約令を藩内に通達、年間不足銀を示し、借銀減少の手当を検討するように命じている。⁽¹⁰¹⁾新藩主重年が初帰国した寛延四（宝暦元・一七五二）年六月、表用人伊集院十蔵久東⁽¹⁰²⁾が重年に随行し、江戸藩邸には正輔が留守家老として留まった。その後帰国、宝暦二年十二月二十五日付の記録所の調査から、当時正輔の在国が確認できる。⁽¹⁰³⁾宝暦三年十二月二十五日付の幕府通達（老中連署の奉書）により、薩摩藩に木曾三川での御手伝普請が命じられる。翌年正月、勝手方家老平田正輔は御手伝方の惣奉行とされ、大目付の伊集院十蔵久東が副（添）奉行に任命された。正輔は、いわゆる宝暦治水における薩摩藩側の代表として、全責務を負うことになる。

平田正輔は勝手方家老として、また、曾祖父と父の勝手方・勘定奉行としての経験の蓄積、琉球使節引率や江戸での実績があり、御手伝普請の命に際し適任者として任命されたと考えられる。正輔は、出発に際して上方での金策を指示し、現地に到着以後、木曾三川の現場に留まり続け、宝暦五年五月二十五日暁天に死去した。

平田正輔は「段々御立身」⁽¹⁰⁴⁾とも記されている。若くして死去しながら、その言行から後々まで薩摩藩では敬慕の対象となった藩主島津宗信の信任により家老に就いたことは指摘できる。経済政策に関わる家筋であり、勝手方家老として上方銀主らとの交渉・財源確保の期待を担っていたこ

とは、残された文書から窺うことができる。琉球使節引率の任や、期限を限られた中で藩士らをまとめて宝暦治水事業に当たり、江戸、美濃郡代、美濃の交代寄合高木三家といった幕府関係者、現地の名主以下村落民、工事の請負町人や職人その他の交渉・調整・契約、資材・経費管理などを遂行した点からは、優れた総合プロデューサーでもあったと指摘できる。

第三節 勝手方家老と勘定奉行

1 勝手方家老

北郷久加以降の家老で、勝手方として藩財政を担当した家老については、「国老井用人記」・「君家累世御城代御家老記」の記録から確認できる。また、勘定奉行職に就いた人物・家筋の者が、その後勝手方家老になった例をいくつか確認できる。「御役人帳」から、勘定奉行勤務者について、就任・転任と勤務年数、家老就任などについて示す。【表9】

勘定奉行職を経て、後に家老職に就いたことが確認できる人物は、新納久正（久了）、堀興昌、鎌田正直・島津久富（久純）、伊勢貞起、川田国福（国詮）、衾寝（小松）清香、山田有儀（父君豹は学者として著名）、市田義直（義宜か）を挙げることができる。

特にNo.96の堀興昌については「数十年勘定奉行を勤続し、享保内検の係をも首尾よく勤めたにつき、享保十二年十二月、大目附格勝手方添役に轉じたのが初見」で、堀が家老就任後、No.108の勘定奉行鎌田政直が享保二十（一七三五）年八月に同勤を命じられ、元文元（一七三六）年十一月に勝手方添役となり、この役名がたてられた。この後、鎌田は同六（寛保元・一七四一）年正月、大目付勝手方添役勤、二月に勝手方家老

となり、郷原久雄が大目付勝手方勤となる。以後、寛延二（一七四九）年九月にNo.113の川田国福、宝暦七（一七五七）年十月に桂久中が大目付勝手方添役勤とされている。

以上を勘案して、勝手方を担った、もしくは勘定奉行職などを経験した家老についてまとめてみる。【表10】

この中で、平田宗勝一流や菱刈家のように、勘定奉行や勝手方家老を数代出した家を確認できる。例えば、鎌田庶流家は、勘定奉行から大目付となる政躬を出し、嫡子政昌と政昌孫の政興は家老として勝手方に関わる。衾寝（小松）家も、清雄、清香と勝手方家老を出し、幕末の清廉も財政を担った。宮之原家では、享保十四年に勘定奉行に就いた甚太夫（家老通直の父通興か）が見える。宮之原通直は、安永七（一七七八）年正月に寺社奉行から勝手方添役となり、天明二（一七八二）年正月には家老で勝手方勤とされている。この他、国福、国通の川田家や関山家、新納家などを挙げることができる。

さらに、勝手方を担った、もとは勘定奉行職などを経験した家老の全体が確定していないため、あくまでも大まかな傾向としての指摘となるが、【表10】の四六人中、異姓の家（他家）は五六・五パーセントとなり、家久代以降に任命された家老一五五人中では三八%であったことを比べると、財政担当の分野を担う家老には異姓の家出身の家老が多いこと、特に十八世紀を通して目立つことが注目される。

個々の経験や能力もあるだろう。例えば、勘定奉行から力量を評価され、あるいは期待されての登用と考えられる堀興昌は、財政分野の「たき上げ」の家老といえようか。また、勤務年数では短い、鎌田正直や伊勢貞起、島津久富、川田国福、衾寝清香や山田有儀もこれに当ては

まるのではなからうか。家老以下の若年寄・大目付や寺社奉行までを対象に検討すれば、財政分野担当の事例は多くなろう。祖父の代に大目付となり、宝暦治水では御手伝方副奉行となった伊集院久東もその一例である。

この他、文化朋党事件の結果葬られた家老樺山久言^(註)や秩父季保も、その手法が現実的であったどうかの評価はともあれ、藩財政の危機的状況を背景にした改革を目指した点では、勝手方家老の系譜に入るだろう。

2 補足―勘定奉行について―

【表9】から、勘定奉行職在任期間について、二点指摘する。

一点目。宝永四（一七〇七）年十二月十六日に就任したNo.88の島津久輔ら三名は、寺社奉行に転任した伊集院十右衛門（忠寛）を除き、宝永五年七月に就任する菱刈重之の同役となる。彼ら以降の記載に比べて、「御役人帳」勘定奉行の記載内容は極端に少なく、就任年・転退職年、転任前後の役職名、死去などの情報が宝永四年以前は記載されていない。勘定奉行の役格が改まり、翌年正月には専ら勘定所・勘定奉行と称されるようになったことを境としている。

二点目。在任年数を比較すると、No.1の伊集院左京以下No.87の町田越右衛門までのうち、臨時と考えられる二人（No.82・83）を除き、その平均勤務期間（名前の重複は15と53、57と73）は、約三・七年となる。これに対して、宝永四年十二月以降のNo.88から164のうち、臨時の「寄」と年数記載を欠く十六人を除いた平均は七・八年。臨時など十八人を除く延べ人数全体では、平均五・四年となる。単純にいえば、宝永四年以降、勘定奉行の任期が長期化したことになる。個々の年数を見れば、十年以上

の勤務がNo.87までは三人、No.88以降は一八人を数え、二十年以上も二人いる。

一方で、ごく短期間の加勢である「寄」は、元文元（一七三六）年八月、No.109の伊勢貞起以降、特に宝暦五（一七五五）年から明和元（一七六四）年、また、文化年間（一八〇四―一八）に見られる。その理由は、前者は藩主重年の不慮の死、後者は文化朋党事件の影響といった、当時の政治状況も背景も考えられるが、判然としない。ともあれ、藩の職制が全体として整備されていく十八世紀以降、ペテランの勘定奉行と、ごく短期間就任の奉行や臨時の奉行により、勘定方が運営されていたことになる。

おわりに

本稿では、薩摩藩家老職について、その全体を俯瞰する作業を行った。家老を担った家々の系譜を追い、また、特に財政担当として勝手方家老の系譜を確認する作業を行った。相州家島津氏が本宗家家督を継承し、豊臣政権へ服属して以降の状況から、江戸幕府成立を経て幕末に至るまでを通して見た場合、家老の系譜としては、初期には島津号ではない異姓の家の家老が多かったこと、江戸時代を通じて、島津号の家老が増えたことを示した。藩主斉宣の代に、比較的異姓の家老が多くなることは、隠居した重豪の代を含めて注目され、なお検討を要すると考える。

十八世紀前期に確定した藩の家格で上位を占める、一門家と一所持・一所持格以上の家で、島津号の中でも、特別に家老上座とされた例を除き、家老職に就任しない家のあることを確認した。それは、一門家四家

【表9】 勘定奉行一覧

(「御役人帳」『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 記録所史料二』から)

No	名前	在任年数	年月日(就任)	年月日(転退職)	前任の役職	転任の役職	家老就任者	備考
1	伊集院左京	6						
2	伊東肥前	1						
3	三原遠江重時	2						「三原左衛門重庸の子」
4	川上將監	2						
5	新納加賀忠清	2						
6	新納弥七郎久正(久了)	2						「又左衛門(久了)ならん」
7	喜入舍人	4						
8	蒲地新助鎮興	7						
9	比志島内記国安	9						
10	新納四郎左衛門	5						
11	岩切嘉左衛門	5						
12	新納縫殿	6						
13	菱刈孫兵衛重敦	3						
14	有馬勘左衛門	4						
15	喜入吉兵衛	4						同名以下にあり 53
16	平田五右衛門	4						
17	相良吉右衛門	1						
18	新納仁左衛門	2						
19	五代勝左衛門	3						
20	廣瀬次郎兵衛	1						
21	鎌田後藤兵衛	8						
22	渋谷四郎左衛門	2						
23	高崎四郎兵衛	2						
24	相良新助	3						
25	丹生弥兵衛	7						
26	伊東六右衛門	4						
27	鎌田次右衛門	4						
28	相良民部左衛門	1						
29	野村大兵衛	3						
30	村尾源左衛門	1						
31	有川弥一郎	2						
32	村田五郎左衛門	5						
33	川上五郎右衛門	2						
34	伊東刑部左衛門	2						
35	伊地知左右衛門重倫	5						
36	肝付二郎兵衛	5						
37	上井五郎右衛門	2						
38	最上伊右衛門	1						「右近義陽か」
39	大島盛太夫	2						
40	甲斐勝左衛門	3						
41	志岐藤左衛門	7						
42	東郷十左衛門	7						
43	村田平右衛門	2						
44	三原次郎左衛門重儀	4						「五兵衛重英の子か」
45	伊集院長左衛門	3						
46	新納武左衛門	2						
47	村田半助	9						
48	新納権左衛門	2						
49	伊集院志賀	7						
50	大山平七	2						
51	菱刈権之助(重格カ)	1						
52	黒葛原孫太郎	2						
53	喜入吉兵衛	10						同名あり 15
54	町田孫兵衛	2						
55	阿多内蔵丞	1						
56	中江八右衛門	8						
57	平田九郎右衛門	2						同名以下にあり 73
58	川上長左衛門	5						
59	諏訪次郎左衛門	6						
60	相良十左衛門	1						
61	伊東半右衛門	1						
62	町田長兵衛	1						
63	中原甚助	3						
64	中江九右衛門	3						
65	相良吉右衛門	2						
66	黒葛原主左衛門	13						
67	家村平八	5						
68	村田喜右衛門	5						
69	後醍醐院空右衛門	6						
70	川上八郎左衛門	4						
71	美坂太郎右衛門	5						
72	山口甚九郎	4						
73	平田九郎右衛門	1						同名あり 57 (中原甚助 63あり)
74	中原勘助	12						
75	和田平七	2						
76	町田弥市右衛門	3						
77	川村四郎左衛門	1						
78	中島七左衛門	7						
79	中神七左衛門(頼常カ)	2						
80	川上納右衛門	5						
81	伊集院嘉左衛門	1						
82	村田十左衛門	一節寄						
83	丹生助右衛門	一節寄						
84	伊地知八郎兵衛	1						
85	長崎瀧助	3						
86	(一) 藤左衛門	1						
87	町田越右衛門	1						
88	島津主水久輔	4	宝永4・12・16	宝永7・7・9				御役御免
89	伊集院十右衛門(久寛)	2	宝永4・12・16	宝永5・3・11		寺社奉行		
90	鎌田源左衛門(政躬)	4	宝永4・12・16					
91	菱刈孫兵衛(重之)	10	宝永5・7・21	享保2・11・15		大目付		享保8御役内死去
92	頼庭長左衛門(久明)	6	宝永6・11・18					死去
93	町田宇右衛門	5	宝永7・1・25	正徳4・6				死去
94	新納左京久敦	7	正徳3・8・28	享保4・11・6		寺社奉行		
95	島津主計	9	正徳4・9・21	享保7・9・23		寺社奉行		後に大目付

1～87総計 312
 1～87人数(82・83除く) 85
 1～87平均(82・83除く) 3.67

No.	名前	在任年数	年月日(就任)	年月日(転退職)	前任の役職	転任の役職	家老就任者	備考
96	堀甚左衛門興昌	14	正徳4・11・9	享保12・12・23		大目付格勝手方添役	享保20・8勝手方家老就任 種子島久基添役	享保13・12・28大目付
97	向井十郎太夫	2	享保2・11・15	享保3・7・1				依願御免
98	肝付典膳(兼加・兼達)	17	享保3・7・25	享保19・2・2		寺社奉行		
99	蒲生十郎兵衛	4	享保4・11・11	享保7・1・23				依願御免
100	相良清兵衛	8	享保7・1・23	享保14・12				死去
101	平田新左衛門(正房)	13	享保7・9・21	享保19・8・26				御役御免
102	相良権太夫	7	享保7	享保13・12・13				依願御免
103	宮之原甚太夫	6	享保14・1・11	享保19・8・26				御役御免
104	高橋外記	1	享保19・2・28	享保19・8・26				御役御免
105	島津又七・外記	4	享保19・8・26	元文2・1・29				死去 享保21外記名替
106	谷山角太夫	4	享保19・8・26	元文2・4・28				依願御免
107	島津郷太夫・頼母	14	享保19・8・26	延享4・3・6				死去 元文3頼母名替
108	鎌田太郎右衛門(正直)	2	享保20・8・15	元文1・11・18		御勝手方添役	寛保1・1大目付勝手方添役、同1・2勝手方家老	享保20・8・15勤方元通りで勝手方添役(堀四郎太夫(興昌)が勤めていた)。この役名が立てられる。
109	伊勢兵部(貞起)(1)	0	元文1・8・3寄				延享2・12家老。宝暦4・10死去	日数19日 元文1・8・3寄御勘定奉行、21日まで
110	島津弥市郎(久富)	3	元文2・4・27	元文4・1・11		寺社奉行		延享5・1・11から若年寄、寛延1・7・27より家老
111	伊勢兵部(貞起)(2)	5	元文4・1・11	寛保3・12・15		若年寄		延享2・7・22家老
112	河野八郎左衛門(通興)	3	寛保3・6・24	延享2・11・16		宗信御側詰		
113	川田典右衛門(国詮・国福)	5	延享2・1・11	寛延2・9・1		大目付・勝手方添役	宝暦8・7・28若年寄、同13・11・11勝手方家老	
114	小林仲太兵衛	1	延享4・4・27	延享5・1・11		寺社奉行		
115	大野清右衛門	2	延享4・7・22	延享5・4・25				勝手方勤 御役御免
116	比志島彦五郎・隼人	6	延享5・1・11	宝暦3・6・28				死去 延享5・1・15名替、寛延3・1・11御小姓組番頭兼務
117	西彦太郎	6	延享5・7・21	寛延3・1・11				依願御免
118	喜入主膳	3	寛延2・9・11	寛延4・4・6				依願御免
119	有川幸右衛門	7	寛延2・9・1	宝暦5・9・16				依願御免
120	島津求馬(久教)	13	寛延3・10・11	宝暦12・5・9		若年寄		寛延3・2・25勘定奉行寄若年寄就任後、宝暦13・3・7死去
121	祢寝孫左衛門(清香)	2	寛延3・10・11	宝暦4・9・11	組頭番頭		明和9・12・1家老	寛延3・10・11勘定奉行寄、宝暦4・9・11寄を免じ元通り組頭番、宝暦6・2・21若年寄
122	島津大蔵(三崎文太夫)	11	寛延4・9・11	宝暦11・11・18		寺社奉行		宝暦6・3・14島津大蔵家相続
123	額娃内膳	0	宝暦5・12・8寄 宝暦6・1・15寄		組頭番頭			日数前後23日 宝暦5・12・20免、組頭番頭、宝暦6・1・24免
124	新納四郎(1)	0	宝暦6・2・15寄 宝暦11・4・26寄					前後3ヶ月位 宝暦6・3・3迄、また宝暦11・6・29迄
125	島津助之丞(1)	0	宝暦6・4・22		組頭番頭			1ヶ月余 5・27免
126	島津助之丞(2)	0	宝暦8・8・15寄 宝暦10・1・7寄 宝暦10・10・18寄		組頭番頭			前後100日程 宝暦8・10・6迄、また宝暦10・2・27、同11・26迄
127	肝付弾正(兼伯)	0	宝暦9・2・22寄		組頭番頭			80日程 宝暦9・5・12迄
128	本田久米右衛門	3	宝暦10・11・25	宝暦12・3・10				死去
129	島津助之丞(3)	0	宝暦11・7・28		組頭番頭			日数8日 宝暦11・8・5迄
130	渋谷喜三左衛門	8	宝暦11・8・4	明和5・11・1				依願御免
131	新納四郎(2)	0	宝暦12・2・14寄					(日数記載なし)
132	新納四郎(3)	3	宝暦12・4・9	宝暦14・3・15		寺社奉行		
133	島津直江	0	宝暦12・5・17寄		組頭番頭			宝暦12・6・9迄
134	鎌田太郎右衛門	21	宝暦12・11・1	天明2・2		寺社奉行		
135	島津助之丞(4)	0	明和1・7・23寄		組頭番頭			明和1・7・26迄
136	島津右膳	9	明和2・8・11	安永2・10・16				死去
137	財部孫之丞	8	明和2・8・23	明和9・2・13				依願御免
138	福山平太夫	8	明和3・9・28	安永2・5・27				依願御免
139	仁禮仲右衛門	15	明和7・1・15	天明4・1・21				病死
140	二階堂源太夫	15	明和9・8・25	天明6・3・13		寺社奉行		
141	小林仲太兵衛	14	安永3・1・11	天明7・6・28		寺社奉行		
142	島津内記	15	天明2・2・6	寛政8・1・11		大番頭		
143	島津内膳	10	天明2・2・6	寛政3・3・3		寺社奉行		
144	町田主馬	20	天明6・12・15	文化2・6・15		寺社奉行		
145	山田司有儀	5	天明7・6・17	寛政3・3・3		寺社奉行		
146	新納五郎右衛門	15	寛政2・1・11	享和4・1・22		大番頭		
147	篠崎蔵太左衛門	2	寛政3・1・11	寛政4・5・19				死去
148	大野隼人	9	寛政3・3・9	寛政11・12・6				依願御免
149	鎌田蔵人	8	寛政5・1・19	寛政12・6・25				病死
150	鎌田愛太夫	13	寛政5・7・28	文化2・2・25		大目付		勘定奉行兼御側詰
151	本城源七郎	10	寛政7・2・6	文化1・6・24				病死
152	北郷権五郎	18	寛政8・1・15	文化10・1・21				扶持無し 病死
153	梅田九左衛門(梅秀)	8	寛政9・3・4	文化1・6・晦	用人			依願御免
154	島津内匠	9	寛政12・8・15	文化5・9・27	御小姓組番頭			寺人
155	伊集院四郎	4	享和1・8・16	文化1・11・3	勝手方用人			依願御免
156	川上九戸	(0)	文化1・11・21		勝手方用人			
157	島津相馬久謙	4	文化2・9・19	文化5・9・29	御小姓組番頭	若年寄		
158	市田壬生義直(義直カ)		文化5・9・29		無役			文化14・7長門、天保4美作に改名、文政2・1月家老(勝手方兼)
159	名越右膳盛尚	4	文化5・12・24	文化8・12・7	御小姓組番頭			病死
160	関山軍兵衛金言(1)	0	文化9・1・25寄					4ヶ月 文化9・4・28迄
161	関山軍兵衛金言(2)		文化10・1・25					
162	伊集院蔵主	7	文化12・12・19	天保2	御小姓組番頭			
163	桂太郎兵衛久郷		文化12・12・19		御小姓組番頭			
164	島津登久備							

88~164総計 474
88~164人数 (16人引く) 61
88~164平均 7.77
1~164延べ人数 (18人引く) 146
1~164平均 5.38

【表10】 勝手方・勘定奉行等財政経験家老（試案）

名前()は初・中の名	親との関係	養家・跡	島津・他家	家名・私領・持切等	就任年	経過	辞職・死去年	備考	
北郷久加	北郷三人嫡子		島津氏支流	平佐北郷家・平佐	寛永20		明暦2 8死 延宝8 死	1656 1680	金山奉行、寛文6年城代、寛永16旅家老
新納久盛	新納久時六男	新納久盛	島津氏支流	新納家・川辺神殿村	正保2		寛文3 死 延宝3 死	1663 1675	養祖父久は島津忠良（日新）の家老。久盛弟旅能は義私家老御物屋
町田忠代（久昌、忠貞）	町田久則嫡子		島津氏支流	町田久政一流	寛文2 〔寛文3〕		貞享2 元禄13死	1685 1700	談合役（後の若年寄）で御物屋詰
新納久了（久正、久仁）	新納久詮嫡子		島津氏支流	新納家・川辺神殿村	寛文3		元禄8 死	1695	談合役で御物屋詰。御物屋を引き継ぐ。
島津久元（久延、久共）	島津久賀二男	(別立)	島津氏支流	豊州家二男家	寛文6		元禄3 4死 元禄4 死	1690 1691	正保2年喜入忠統後嗣、同4年辞去。寛文6年御物屋方、延宝2年御物奉行 御物屋惣奉行
肝付久兼（兼喜、兼方）	肝付兼盛嫡子		他家	喜入肝付家・喜入	寛文10		宝永4 死 宝永6 死	1707 1709	母は19代家久娘。【久】字許可 貞享元年より金山方
島津忠守	島津忠廣嫡子		島津氏支流	忠廣一流	天和2		宝永2 死 宝永4 死	1682 1705	寛文13年家老代（旅家老） 天和3年より御物屋方
平田宗正	平田宗弘嫡子		他家	平田家	貞享5		元禄12 死	1688 1699	綱貴の部屋棟代二之九家老 祐波清維と同役
祐波清維（清賢）	祐波重永嫡子		他家	祐波家・吉利	元禄5	元禄10東叡山本基助 役 役 役	元禄12死	1692	元禄元年12月より5年まで御物屋、御物屋惣奉行（御勝手方）。寛永寺本堂造営総奉行。江戸で死去
新納久珍	新納久辰嫡子		島津氏支流	新納家・彌三株堂村	元禄10	元禄11東叡山本基助 役 役	宝永7 死	1697	元禄5年横目頭（大目付）、8年国連座（勝手方）監。宝永7年自害
島津久明（久始）	19代光久庶子	(別立)	島津氏支流	本宗家準二男家	元禄14	元禄10東叡山本基助 役 役	享保2 死	1701	天和1年町田家番代。室は祐波清維娘。寛永寺本堂造営副奉行
島津仲休（久年、忠雄）	島津久元嫡子		島津氏支流	豊州家二男家	宝永1	元禄10東叡山本基助 役 役 役	正徳5 6死 正徳6 死	1704 1716	貞享4年より御物屋詰
肝付兼綱	肝付久兼嫡子		他家	喜入肝付家・喜入	宝永6		享保3 死	1709	室は19代光久娘。異国方・勝手方に関わりと推測
種子島久基（義時、伊時）	種子島久時嫡子		他家	種子島家・種子島	宝永7	享保内殿	元文1 死	1726	勝手方家老。享保7年9月～享保内殿総監。先室・後室は19代光久娘
堀奥昌	本田親昌二男	堀奥喜	他家	堀家	享保20		元文6 1死 延享1 死	1741 1744	勘定奉行。大目付格勝手方添役を経て勝手方家老。種子島久基添役
鎌田政直（政置）	鎌田政高子		他家	鎌田家	元文6		延享4 死 寛延2 死	1747 1749	勘定奉行。大目付勝手方添役を経て家老。北條時成次。勝手方・表方・御側方を勤める
伊勢貞起	伊勢貞栄（貞昭孫）子		他家	伊勢家・末吉岩川村	延享2		宝暦4 死	1754	勘定奉行、寺社奉行、若年寄を経て家老。江戸において死去
郷原（島津）久雄（兵衛、久兵衛）	島津忠守二男	(別立)	島津氏支流	忠廣一流二男から分立	延享4		延享5 死	1748	赤松家相継（別当）。後に辞去し正徳1年吉貴より家号拝領。大目付勝手方添役を経て家老。勝手方・琉球方
鎌田政昌	鎌田政躬嫡子		他家	鎌田庶流家	延享4		宝暦11 死	1761	宝暦5年より（平田正輔以後）勝手方。座席郷原久雄次
平田正輔	平田正房嫡子		他家	平田庶流家	延享5	宝暦の御手伝普請	宝暦5 死	1755	勝手方・琉球方。座席鎌田政昌次。「於瀬州御手傳場所死去」
島津久富（富）（久純）	島津久近嫡子		島津氏支流	薩州家準二男家	寛延1		寛延4 死	1751	勘定奉行から寺社奉行、若年寄を経て家老。座席藤山久知下、伊勢貞起上
斐利實隆	斐利重之嫡子		他家	斐刘家	宝暦9		明和6 死	1769	宝暦11年江戸勝手方・琉球方加役。座席藤山久智次。江戸で死去
川田国福（国隆）	川田国剛嫡子		他家	比志島氏庶流川田家	宝暦13		安永4 天明1 死	1775 1781	勘定奉行を経て大目付勝手方添役。若年寄を経て勝手方家老（斐利實隆と相告）

名前(〇)は初・中の名	親との関係	養家・跡	島津・他家	家名・私領・持切等	就任年	経過	辞職・死去年	備考
桂久中	桂久高嫡子		島津氏支流	桂家	1767		1771	大目付勝手方添役を経て家老。座席權山久智次
小松(祐政) 清香	島津久春二男	祐政・清方	他家	祐政(小松)家・吉利	1769		1881	組頭番頭から勘定奉行(密)。若年寄を経て家老。座席喜入久福次。至暦11年「小松」改号許可。異国方
赤松則正	町田俊方二男	赤松則茂	他家	赤松家	1775		1779	座席二階堂行旦次。勝手方。初め川田国福添役
二階堂行旦(長興、行寧、行中、行雅、行澄)	相良長意三男	二階堂行道	他家	二階堂家嫡家	1776		1790	曾祖父行格は田布施から鹿兒島衆中となる。その子行宅が代々小春、行旦は行宅娘二女を母とする。勝手方家老から天明2年表方勤、同6年興掛、同7年勝手方
宮之原通直	宮之原通興嫡子		他家	宮之原家	1782		1787	寺社奉行から勝手方添役を経て家老。勝手方勤。座席二階堂行旦次。天明6年表家老
川上久品	川上親倫嫡子		島津氏支流	川上久利一流	1786		1787	御側詰。「隠脇武藏」では久謙(その子久品は早世)。勝手掛、座席は喜入久福次
関山金輝(金輝)	関山金麻嫡子		他家	関山家	1787		1788	勝手方。関山家は御年寄沢井が岩切氏二男金宗を養子として立てた家。その養子が金麻(相良長賢二男)
名越盛農(時央・経雷・恒篤・恒中)	名越恒家嫡子		他家	名越家	1789		1799	座席二階堂行旦次。寛政2年勝手方
山田有儀	山田君豹嫡子		他家	山田新助家庶流	1795		1802	勘定奉行から寺社奉行を経て家老
高橋種央	高橋種寿嫡子		他家	高橋家	1797		1805	勝手方兼。文化2年罷免
川田佐實(国通、義任)	川田国福嫡子		他家	比志島氏庶流川田家	1799		1807	勝手方兼。文化4年琉球使節引率帰国中大坂で死去
鎌田政興	鎌田政為嫡子		他家	鎌田庶流家	1807		1819	勝手方兼。鎌田政昌養子為(比郷久繼二男)の子
權山久言	權山久智子		島津氏支流	權山家・關幸田	1807		1808	勝手方。文化朋党事件で処罰
秩父季保	伊地知季四郎	秩父将種	他家	秩父家	1807		1808	勝手方。文化朋党事件で処罰
川上久芳	川上久致嫡子(島津貫壽孫)		島津氏支流	川上家	1810		1832	勝手方兼
市田義宣	市田教国嫡子		他家	市田家	1819	文政6年罷職。天保4城代、家老再任	1836	勘定奉行経略。勝手方兼
島津久風	島津久暢(久定)嫡子		島津氏支流	日置家・日置	1824	天保8城代	1844	宗門改掛。勝手方掛兼。琉球掛三島方兼、唐物方掛
調所広郷	川崎主右衛門二男	調所清悦	他家	調所家	1838	天保3家老格側詰、同4家老加判	1848	文政11年財政改革主任、天保3年家老格側詰、御改革方御内用掛、大坂唐物方掛。9年家老、御題法方管掌、弘化4年軍役総奉行
諏訪武敏	諏訪兼伴嫡子		他家	諏訪(上井)家	1833		1835	勝手方琉球掛兼(天保5年琉球掛御免)
島津久宝	島津久長嫡子		島津氏支流	豊州家・黒木	1840	弘化2城代	1859	勝手方琉球方掛、弘化2年城代、同4年海防防御掛、嘉永4年寺興付家老兼務。御改革方御内用掛、安政4年御内用部屋詰、大坂勝手掛兼。安政6年10月26〜晦日城代一通
末川久平	末川久満		島津氏支流	末川家(垂水家分家)	1847		1856	父久満は二階堂行旦二男。琉球唐物掛。嘉永1年軍役方掛。嘉永2年軍役方総奉行
喜入久通(久春)	喜入久欽		島津氏支流	喜入家・鹿籠	1851		1853	軍役掛勝手方掛
新納久仰	島山義矩二男	新納久命	島津氏支流	新納是久一流 天口木氏村	1853		1860	嘉永2年5月大番頭。御勘定奉行勤。軍役掛勝手方掛寄。嘉永7年在改革方。御内用掛。安政3年勝手方。安政6年軍役総奉行、後に諸掛総御免

と同じく本宗家二男家であり、脇の惣領と位置付けられた花岡家と、中世以来の来歴と所領を持つ都城島津家である。また、島津氏本宗家から他家に養子として入り、家老となる事例を検出した。寄合・寄合並以上の家格での家老就任状況も整理した。

勝手方家老の具体例としては、家老平田正輔とその家筋を取り上げ、藩財政に関わる勝手方家老と勘定方について考察を加えた。その中で、個々の財政担当の経歴だけでなく、財政関係の情報・記録を蓄積する家、あるいはそのことを期待される家を想定した。

本稿で示した財政担当者である勝手方家老や勘定方に勤めた人々の個々について、経験やその努力がそのまま成果に結びつかないことは当然あっただろう。

そして改めて思う。島津重豪・斉興の厚い信頼のもとで、財政再建・諸改革を遂行した調所広郷の場合、茶道頭や小納戸頭取として、側詰の期間が長かった。一時は町奉行として、商人などとの交渉を経験する機会も持ち、さらに隠居方の財政担当として成果を挙げたことが、その後の財政担当としての大抜擢に繋がったものの、養子に入った調所家には財政に関わる蓄積された記録などはなかった。しかしそれ故にこそ、従来の慣習や知識では対応できない事態に取り組むことも可能だったといえるのかもしれない、と。

また、本稿で検討を加えた勝手方家老に対して、藩主の近くにあつて活躍した側方の検討も、藩政と藩主の関係や藩権力の掌握の点など様々な視点から可能であろう。

注

- (1) 五味克夫「伊勢貞昌言上書について」(『中世史研究会会報』二八、一九七〇年)、同「伊勢貞昌と伊勢家文書」(『鹿大史学』第二九号、一九八一年)、平野成美「島津家への伊勢流故実の相伝過程について」(『尚古集成館紀要』第四号、一九九〇年)
- (2) 『鹿兒島県史料集一三』(鹿兒島県史料刊行会、一九七三年)。国賊伝については注(85)を参照
- (3) 五味克夫「日置島津家文書と島津久慶(四)」―新知見文書の紹介を中心に その一―(『鹿兒島大学法文学部紀要人文学科論集』第二八号、一九八八年)・同「日置島津家文書と島津久慶(五)」―新知見文書の紹介を中心に その二―(『同』第二九号、一九八九年)
- (4) 五味克夫「比志島国隆について」(『鹿大史学』第一八号、一九七〇年)
- (5) 拙稿「小松」改号一件―近世祿寝氏の系譜意識と島津吉貴―(『黎明館調査研究報告』第二十集、二〇〇七年)
- (6) 尾口義男「薩摩藩「享保内検」と幕府「享保の改革」」(『黎明館調査研究報告』第十一集、一九九八年)
- (7) 平田鞆負正輔は、宝暦治水や「薩摩義士」の顕彰活動など、様々な形で取り上げられてきた。近年では、例えば、中西達治「家の字は「正」―平田鞆負関係の新出資料について―」(『海津市歴史民俗資料館館報』平成二十一年度号、海津市歴史民俗資料館、二〇一〇年)・同「今、宝暦治水に学ぶこと―史実と顕彰の歩みをたどる―」(『金城学院大学論集 人文学科編』第九巻第一号、二〇一二年)、霧島市薩摩義士顕彰会研修会講演「平田鞆負と宝暦治水―工事の地政学的な意義―」(『薩摩義士に学ぶ 宝暦治水二六〇周年記念号』霧島市薩摩義士顕彰会、二〇一四年)がある。

(8) 関係史料には、『鹿兒島県史料 島津斉宣・斉興公史料』（鹿兒島県、一九八五年）所収「文化朋党実録」・「文化朋党一条」がある。文化二（一八〇五）年、九代藩主斉宣は「亀鶴問答」を著わし、天明七（一七八七）年に隠居し寛政四（一七九二）年に藩政介助もやめた父重豪の開化政策からの転換を示唆した。一、二六万両の借財もあり、斉宣は文化四年に樺山主税（久言ひさのり・久美ひさよし）と秩父伊賀（季保）を勝手方家老に任じ、朱子学の書「近思録」を信奉する人々を抜擢する。樺山らは藩校造士館改革や緊縮財政をとったが、同五年、重豪により関係者が処罰され、翌年斉宣も隠居に追い込まれた（原口虎雄『幕末の薩摩』（中央公論社、一九六六年）、芳即正『島津重豪』（吉川弘文館、一九八〇年））。

樺山らが目指した改革は、諸役場の統廃合・人員整理や綱紀刷新、財政再建のための幕府対策（参勤免除や琉球口貿易拡大）があったが、これらは先代重豪の政策を否定し、幕府に対しても問題があり、徒党行為自体が重豪により糾弾された。十八世紀中後期は、経済の発展や文化の成熟の一方で、人口は停滞し、耕地も前代ほど拡大しなかった。文化朋党事件も、様々な課題や利害に対する藩政のありかたをめぐる事件といえる。

(9) 前掲注(8) 原口虎雄『幕末の薩摩』、芳即正『調所広郷』（吉川弘文館、一九八七年）

(10) 高村直助『小松帯刀』（吉川弘文館、二〇一二年）

(11) 村野守次「桂久武日記」解題（『鹿兒島県史料集二六』鹿兒島県史料刊行会、一九八六年）

(12) 論旨は、平成二十六年六月一日黎明館学芸講座「薩摩藩家老の系譜」の発表内容を基とする。

(13) 福島金治『戦国大名島津氏の領国形成』（吉川弘文館、一九八八年）所収

「第二 戦国大名島津氏の領国支配機構」

(14) 山口研一「戦国期島津氏の家督相続と老中制」（『青山学院大学文学部紀要』二八号、一九八六年）

(15) 本稿で島津氏当主の代数は『島津家資料 島津氏正統系図（全）』（尚古集成館編・島津家資料刊行会発行、一九八五年）等に基づいて表記する。ただし、五味克夫氏が指摘されたように、この他にも、奥州家の立久（九代忠国の子、十代）以降の忠昌・忠治・忠隆・忠兼（勝久）五代の家督を認めず、忠国から相州家祖友久（忠国長子。立久の兄）に繋ぐ系図や、宗久（五代貞久の子。六代師久（総州家祖）・氏久（奥州家祖）の兄）・久保（義弘の子。家久の兄）を加え、代数を異にする島津氏系図も存在する。五味克夫「解題 島津氏系図について」（『島津家資料 島津氏正統系図（全）』、同「島津氏系図について」補考）（『尚古集成館紀要』第四号、一九九〇年）

(16) 天文八（一五三九）年以降、相州家が勢力を逆転させ、次第に守護として諸勢力から支持を集めていく。この過程と家臣団の動向については、前掲注(14) 山口研一「戦国期島津氏の家督相続と老中制」参照

(17) 前掲注(13) 福島金治「戦国大名島津氏の領国支配機構」、山口研一「戦国期島津氏の家臣団編成―『上井覚兼日記』に見る「取次」過程―」（『史報』八号、一九八七年）参照

(18) 相州家島津忠良の実家。島津氏三代忠宗の弟久長を祖とする。相州家祖友久や島津氏十代立久の弟である久逸が相続、その孫が忠良である。忠良の母常盤が、相州家二代運久に再嫁したため、忠良は相州・伊作両家を兼帯したとされる。

(19) 島津氏二代忠時の庶子忠経の孫久兼が伊集院を号す。

(20) 島津氏五代貞久の庶長子頼久を祖とする。

(21) 島津氏十代立久の弟忠弘に始まる。「喜入」の号は、永祿十三(元龜元・一五七〇)年に老中となった五代季久からとされる。「新編島津氏世録支流系図」喜入氏一流(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜』以下『諸氏系譜』三二 鹿兒島県、一九九二年)

(22) 尚久は享祿四(一五三二)年生まれ、又五郎・左兵衛尉。同母妹は義久先室。永祿五(一五六二)年三月死去。嫡子忠長は、天文二十(一五五一)年生まれ。又五郎・左馬頭・図書頭、入道名紹益。慶長十五(一六一〇)年死去。後の宮之城島津家祖

(23) 義久三女亀寿婿として家督相続者となるものの、文祿二(一五九三)年九月に朝鮮出陣中に陣没する。

(24) 家久は、義久・義弘・歳久(日置島津家祖)兄弟の異母弟。天正十五(一五八七)年、豊臣秀長軍に降伏直後の六月に急死する。天正十六年八月に豊臣政権により嫡子豊久の相続が認められ、日向国佐土原城等の領知が承認されたが、豊久は関ヶ原合戦で戦死して、同家は一時断絶した。後に同家は、喜人家から忠榮、その死去後暫くして家久(初代藩主)の庶子久雄が相続し、永吉(現日置市)を領した(永吉島津家)。佐土原の所領は、垂水島津家二代以久が徳川政権から領知を認められ、その後、庶子忠興が相続する(佐土原島津家)。

(25) 垂水島津家祖忠将の嫡子、天文十九(一五五〇)年生まれ。垂水家三代彰久の父。後に佐土原藩主初代。前掲注(24)参照

(26) このため翌年にかけて、幸侃の嫡子伊集院忠真らが立てこもり、庄内の乱が起るが、徳川家康の仲介もあり和睦に至り、後に忠真らは誅殺される。

(27) 『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 記録所史料』(以下『記録所』二)鹿兒島県、二〇一三年)所収「国老并用人記」、『鹿兒島市史Ⅲ』(鹿兒島市、

一九七一年)所収「君家累世御城代御家老記」。この他、幕末までの城代・家老を記載するものには、「要用集(上)」(『鹿兒島県史料集二八』鹿兒島県史料刊行会、一九八八年)所収記事の「御城代相勤候人之事」・「貴久公以来御家老職相勤候人之事」がある。

(28) 同家が島津氏一門家四家(越前・加治木・垂水・今和泉島津家)と大身分四家(日置・花岡・宮之城・都城島津家)をあわせた八家の内に加えられることがあり、実は九家であったと、『鹿兒島県史第二卷』(鹿兒島県、一九四〇年、一九六四年第二次復刊本)は記述する。島津忠良女子が種子島時堯に嫁し、その間に生まれた長女は伊集院忠棟室(早世)、二女は島津義久室(新城と亀寿の生母)となる。異母弟克時は、天正八(一五八〇)年十月五日付島津義久証状(『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ』(以下『家わけ』四)鹿兒島県、一九九四年)所収「種子島家譜」四六号)により、義久から諱字の「久」を拝領する(久時)。島津家と種子島家の関係、家格については、拙稿「種子島家譜小考」(二)一巻二十七(文化八年)以後の「家譜」について―別記「近世種子島家の家格について」(『黎明館調査研究報告』第十四集、二〇〇一年)参照

(29) 島津氏四代忠宗庶子資久を祖とする。戦国期に相州家島津氏の三州統一に大きな役割を果たし、島津貴久の姉は樺山善久室となる。

(30) 島津氏二代忠時の庶子忠経に始まる。

(31) 一方で、両家の関係は深い。忠将の室は、佐多家(島津氏四代忠宗庶子の忠光に始まる)の八代忠成の娘(母は相州家二代島津運久の娘)。忠長の妻は忠将の娘で、女子(島津豊久室)・嫡子忠倍・二男久元・三男頼幸(敷根家養子)の生母。また、忠長の姉妹はそれぞれ佐多家十代忠常室(十一代久慶生母)・喜人家六代久道(実母は佐多忠家九代忠将娘)室。忠倍室は喜入久道

娘であり、婚姻関係から見た場合、忠将・忠倍や尚久・忠長は南薩の有力庶家の佐多・喜入家と相州家の関係強化・維持に一定の役割を果たしたことが指摘できる。

(32) 永禄十(一五六七)年生まれ。文禄四(一五九五)年に朝鮮出陣中陣没する。室は義久二女新城であり、彰久嫡子信久は天正十三(一五八五)年生まれである。

(33) この本田氏は、大隅守護代として戦国時代に勢力をふるいながら、天文十七(一五四八)年に没落した董親・親兼父子の系統であり、公親は親兼の子である。公親五代後の由親が大目付となる(『記録所二』所収「御家伝并諸家由緒」一二六号)。拙稿「戦国期の大隅国守護代本田氏と近衛家」(『黎明館調査研究報告』第十八集、二〇〇五年)参照

(34) 有川(伊勢)貞世・貞成父子の系統では、貞世二男伊勢貞昌の系統から家老・若年寄・大目付を出す。長寿院盛淳の系統は、後に島津氏本宗家光久の庶子義扶(基明)を養子として「畠山」に改号したが、同家は大目付に留まる。

(35) 『新薩藩叢書四』(歴史図書社、一九七一年)

(36) 拙稿「島津吉貴の時代」(『黎明館調査研究報告』第二十一集、二〇〇八年)

(37) 『鹿児島県史第二巻』。ただし家久の代にも「家老」の用例はある。例えば寛永十(一六三三)年十二月六日に日置島津家の久慶を任命する際にも「家老役之衆無人候之間」と記されている。「家わけ九」(鹿児島県、二〇〇二年)所収「日置島津家文書(黎明館)」一三の10号

(38) 『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集』(以下『法令』)四(鹿児島県、二〇〇七年)三八二四号。家老座は、重要事項を扱うため、特に人の出入りについても規制された(『同四』三八三二号)。「新薩藩叢書一」(歴史図書社、

一九七一年)所収「薩藩旧伝集卷ノ四 古の遺愛」にも、六代藩主宗信が、幼少時にここかしこ遊び、家老座に入った際に家老樺山久初からたしなめられたエピソードが記載されている。

(39) 享保十二(二七二七)年十一月付の通達(『法令三』鹿児島県、二〇〇六年)二九七二号

(40) 安永八(一七七九)年四月以降は、奥掛・異国方掛・宗門改掛・勝手方掛・福昌寺掛・南泉院掛・浄光明寺掛・公義流人掛・一門方掛・記録方掛の分課が確認できる。『法令四』三八一六号

(41) 「御役人」は、鷹匠頭見習以上の役で、大札において肩布をかけて勤める役、「役人」は、書役に至るまで、羽織袴で勤める役とされる。

(42) 『鹿児島県史第二巻』

(43) 家久の庶子で光久異母弟の忠朗を祖とする。垂水島津家に代り脇の物領家に位置付けられた。

(44) 島津氏四代忠宗の庶子資忠を祖とする。

(45) 島津氏初代忠久二男忠綱を祖とする。中世は播磨国の有力国人として活動、十五代で断絶したとされるが、関係の系図・文書が近世初期には垂水島津家信久、その庶子久章を祖とする新城島津家にもたらされた。このため、新城家から越前家再興が運動されたが、結局、元文二(一七三七)年、吉貴庶子忠紀に相続させる形で再興される。拙稿「島津氏一門家の成立―越前(重富)島津家再興を中心に―」(『黎明館調査研究報告』第二十一集、二〇〇八年)参照

(46) 綱貴二男・吉貴異母弟の忠英(久儔)を祖とする。

(47) 島津氏四代忠宗二男忠氏を祖とする。応永年間(一三九四～一四二八年)に断絶したとされる。

(48) 尚古集成館発行(一九九六年)。松尾千歳氏解題参照

(49) 家格の整備と並行して、宝永(一七〇四)一(一)・正徳(一七一)一(一六)・享保(一七二六)三(一六)年間までに、家紋(島津家の十文字紋・徳川家葵紋)の使用規制、島津名字や島津氏支流別号の規制、島津氏初祖忠久に關わる「忠」・「久」や島津氏歴代、將軍家の実名字や幕閣の官名に關わる規制などが確認できる。拙稿「薩摩藩の家格・役格整備と藩政文書の書式統一―島津吉貴藩政期を中心に―」(『南九州の地域形成と境界性―都城からの歴史像―』地方史研究協議会編、雄山閣、二〇一〇年)参照

(50) 家老に次ぐ役職に側詰があるが、安永九(一七八〇)年七月に勝手方添役・側詰小姓頭とともに廃止されている。『法令四』三八四六号、『法令五』(鹿兒島県、二〇〇九年)五三四二号

(51) 『鹿兒島県史第二巻』

(52) 『法令四』三八四五号。同内容のものに、『記録所二』所収「諸役人帳」中の「諸御役人・小役人御賦方并勤方大概」がある。

(53) 『法令四』の三八二〇号。島津光久が藩主に就いて間もない寛永十七(一六四〇)年から二十年頃は、伊勢貞昌の死去と三原重庸の処罰、島津久慶・鎌田政統の致仕、島津久元の死去もあり、家老には家久代からの家老川上久国・山田有栄以外には、同十八年の頼娃久政、同二十年に就職した北郷久加のみである。正保二(一六四五)年の島津久通・新納久詮就任で六名となるが、翌年に頼娃久政は致仕する。慶安二(一六四九)年・三年の川上・頼娃の致仕に前後して、島津(敷根)久頼・町田久則・伊勢貞昭・鎌田政有が就任し、ここで家老七名の体制となる。

(54) 安永九(一七八〇)年七月に御側を奥、御奥を大奥に改称、同十年二月、御側廻を奥向・奥勤に改称し、書付にも認めるとされた。『法令四』三七〇

〇・三七〇一号

(55) 「表方支配諸御役座等之事」以下「御側支配并若年寄・大目附支配諸御役座等之事」・「御勝手方支配諸御役座等」は、「要用集(下)」(『鹿兒島県史料集二九』鹿兒島県史料刊行会、一九八九年)による。

(56) もと家老座與所と呼び、宝暦七(一七五七)年十二月に城内にたてられる。天明六(一七八六)年七月に寄合以上の惣名が大身分とされ、家老座與所も改称される。『法令四』三八二五・三八二六号

(57) 『法令四』の三八二二号。島津久金・樺山久智が側方御用とされている。留守中は従来通りとされた。

(58) 「国老并用人記」・「君家累世御城代御家老記」・「御城代相勤候人之事」・「貴久公以来御家老職相勤候人之事」、『島津家資料 島津氏正統系図(全)』、『薩陽武鑑』、拙稿「島津氏の縁組―重豪・斉宣・斉興を中心に―」(『黎明館調査研究報告』第二十六集、二〇一四年)など参照

(59) 『法令四』三八〇七号

(60) 家久は天正四(一五七六)年十一月生まれ、寛永十五(一六三八)年二月死去。島津久賀は天正十年生れ。豊州家島津氏七代。島津義弘に仕えた六代朝久と義弘の長女(家久の異母姉)御屋地の子。島津常久は天正十五年生まれ。日置島津家三代で久慶の父である。

(61) この同年と推測される、十月二六日付島津家久書状(『鹿兒島県史料 旧記雑録 後編五』(鹿兒島県、一九八五年)五七五号)には、家老喜入久政が近年病氣故に諸事分別が行き届かず、川上久国も経験が少なく、伊勢貞昌は江戸詰のため、国元で家久の諮問に対応できる人物がいないと記され、翌年、若年ながら久慶(常久嫡子・家久婿)を家老に登用する事情が窺える。前掲注(37)参照。島津久賀の在城や移動も、家久の危機感の表れを示している

と考えられる。東福寺城は、中世の奥州家島津氏以来の由緒があり、家久の鹿兒島城築城に反対した島津義弘が、東福寺城を居城とするように勧めた経緯がある。久賀と御屋地について、拙稿「近世前期の島津氏系譜と武家相続・女子名跡」(『九州史学』第一五二号、二〇〇九年) 参照

(62) 『諸氏系譜二』(鹿兒島県、一九九〇年) 一五〇・一五一号。久加の初室は新納忠清(近世初期の大口地頭新納忠元の孫) 女子、久加嫡子久精の室は宮之城島津久通女子であり、北薩配置の家同士で姻戚となっている。

(63) 『諸氏系譜二』所収「佐多氏一流」記事

(64) 「落穂集」(『法令四』三八一三三三) では、家老の中で、舍弟ながら家格により久達より上座の者があったために、城代に任じ家老の上にしたとある。ただし、久達以前に光久庶子から家老職に就いた者は確認できず、貞享三(一六八六) 年に島津久當(佐志家)・喜家久亮が家老に任じられた。久達の城代就任は、家格との関わりが示唆されている点にとどめておく。

なお、家久庶子の忠廣は、寛文七(一六六七) 年に家老職に就いている。忠廣は、義弘長女御屋地養子として豊州家二男家の扱いであったが、延宝六(一六七八) 年、藩主光久の意向により、加治木二男家・本宗家準三男家の扱いとされた。元禄十六(一七〇三) 年死去する。

(65) 正徳元(一七一) 年十一月に「島津」号について規制が行われ、「島津」を許された家では、二男家以下の名字が定められた。これ以前に「島津」を許されるのは、寛永二十(一六四三) 年に許可された敷根久頼、寛文三(一六六三) 年の北郷忠長、正徳元年九月の佐多久達である。拙稿「島津氏「支流系図」に関する考察―名字・実名字規制及び家格と記録所を中心―」(『黎明館調査研究報告』第十九集、二〇〇六年)

(66) 『法令四』三八〇九号

(67) 島津忠教(久光) は、後に越前家を辞し、本家に復す。芳即正『島津久光と明治維新』(新人物往来社、二〇〇二年) 参照

(68) 天保五(一八三四) 年の記録奉行吟味書による。『鹿兒島県史料 日記雑録 追録七』(鹿兒島県、一九七七年) 二七三四号

(69) 日置島津家の家格、宮之城島津家の主張については、五味克夫「日置島津家と垂水島津家―系譜と家格をめぐって―」(『鹿兒島女子大学研究紀要』第二六巻第二号、一九九五年)、拙稿「薩摩藩記録所寸考(四)「伊作家事件」―島津氏支流の系譜・家格と記録所関係史料の紹介―」(『黎明館調査研究報告』第十七集、二〇〇四年) 参照。

(70) 新名一仁「中世島津氏「守護代」考」(『宮崎県地域史研究』第二八号、二〇一三年)

(71) 垂水家信久の嫡男久敏に対して、島津久元の「脇の物領」との認識を示す敷根立頼の事例もある。『家わけ十』(鹿兒島県、二〇〇五年) 所収「新城島津家文書」六六号

(72) 前掲注(69) 五味克夫「日置島津家と垂水島津家―系譜と家格をめぐって―」

(73) 『追録二』七七七・一二三三三三三。前掲注(36) 拙稿「島津吉貴の時代」・同注(45) 「島津氏一門家の成立」参照。当初、忠英をして越前島津家跡相続の可能性も出されていた。拙稿「越前島津家再興問題と記録奉行伊地知重英」(『鹿兒島史学』第四八号、二〇〇二年)。なお、宝暦九(一七五九) 年閏七月七日付の記録所調書には、忠英が最初一所持格、その後、一所の地を拝領して「家格一所持大身分」とされたことが、越前・今和泉家の家格に関して

説明されている。『記録所二』(鹿兒島県、二〇一二年) 所収「旧史館調雑抄」

一八七号

氏系図」を記載する。巻頭には「當家之元祖有三説」としてそれぞれ平宗盛嫡男・二男・三男に始まる説を示しながら「嫡家已断絶故系圖亦紛失、是以不得定其實」とし、また、家伝に曰くとして「平田家者 忠久公為家臣嫡家代々至増宗被補執事職、増宗代嫡家断絶云々」と記す。

(88) 『諸氏系譜一』(鹿児島県、一九八九年) 所収「諸郷地頭系図」

(89) 忠廣一流は加治木島津二男家・本家準三男家の扱い。前掲注(64) 参照。忠守は、二代藩主光久の天和元(二六八一)年から四代藩主吉貴の宝永二(二七〇五)年まで家老を勤め、宝永四年死去する。

(90) 前掲注(7) 中西達治「家の字は「正」——平田鞞負関係の新出資料について——」・同「今、宝暦治水に学ぶこと——史実と顕彰の歩みをたどる」参照

(91) 衾寝清雄は、同五年に家老職に就く。「新編衾寝氏世録正統系図」(村山知一編『近世・衾寝文書』所収、二〇〇一年)。御物座惣奉行は勝手方、また、惣物座は農政を統括する部局。「(家老の) 勝手方掛は、万治・寛文頃まで御物座といひ、後に国遣座と改め、宝永二年二月、勝手方、後に、勝手方掛とした」「耕作・貢租・農政に関する事は、家老座に於いては、勝手方、則ち、古くは御物座・国遣座の支配であったが、一時家老の内に郡代或は田地方差引等の役を置いた事もある。其の下に郡座或は郡方の役所が専ら其の事に当たった(中略) 農事監督・貢納督促・治水・新田開発・地籍等の農政全般を担当した」(『鹿児島県史第二巻』)。同書には続けて、天和二(一六八一)年七月に、当時組頭の衾寝清雄が田地方差引を命じられ、惣物座を置いて農政・収納に関わる郡座・代官座を下に附したこと、八月に御物座家老島津久元(帯刀)に田地方差引を命じ、衾寝清雄に惣物座を任せたと記述する。元禄三(一六九〇)年、久元の家老辞職後は、御物座は島津忠守一人となり、久元の田地方差引の後は不明とするが、あるいは平田宗正が担ったのではな

かるうか。

(92) 『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』(以下『季安』) 五(鹿児島県、二〇〇四年) 所収「伊地知氏雑録」二一の1号

(93) 薩摩藩では、慶長内検(二六一一〜二二年)、寛永内検(一六三二〜三三年)、万治内検(二六五七〜五九年)を経て、享保七(一七二二)年九月二一日の家老種子島久基の布達で開始され、五年余をかけた享保内検により、薩摩藩独自の農村支配の仕組みが確立した。一方、強引な石高設定などで農村が疲弊し、従来の人口増加から停滞傾向に向かったと指摘されている。尾口義男「薩摩藩「享保内検」と幕府「享保の改革」」(『黎明館調査研究報告』第十二集、一九九八年)・同『宮崎県史 通史編 近世下』の「第六章鹿児島藩」(宮崎県、二〇〇〇年)

(94) 種子島氏十九代。義時・伊時。号栖林。種子島氏は、十四代時堯、十六代久時、十七代忠時・十八代久時(榮時・山栖)の歴代が、婚姻関係や藩の家老として、島津氏本宗家歴代と深く関わった。久時は、延宝七(一六七九)年家老職に就く。この時には同僚には町田忠代、島津久胤(久竹)、島津久輝、島津久馮(久武)、島津久元、肝付久兼、新納久了らがあった。

元禄四(一六九二)年、久時・義時(久基) 父子は、勝手向き難洪で致仕を申請、翌年も致仕と種子島居住を申請。同七年末にも上申している。当時の種子島家の借銀は、二六〇貫目程であった(『家わけ四』所収「種子島家譜」一八三号)。同八年、藩主綱貴は二二〇〇俵を久時に与えている。宝永七(一七一〇)年七月一日に伊時(久基)へ家督が相続される。久基の母は、平佐北郷家久精の娘。久基の先室・後室とも島津光久娘である。久基に関しては、「種子島家譜」から、元禄十一年に中山王より甘藷一籠が贈られ、石寺之野に植えさせたことや、同十二年、三ヶ国宗門手札改の惣奉行、同年三月

二日に横目頭（大目附）となり、宝永二（一七〇五）年九月、藩主吉貴の内意で勝手方役とされ（同僚は新納久珍）、横目頭（大目付）を兼務したこと、十月、吉貴から命じられ、役名を若御年寄と称したことがみえる。宝永三年三月、城代佐多久達より「今也国老少、於重事則亦宜同国老預聞之也」と命じられたと見え、同四年春には、吉貴の命で三州を巡行し風俗や栄枯を按察している。同七年六月の家老職任命に先立ち、既に実務面では相当の経験を積んでいる。

正徳二（一七一二）年六月、曾祖父久時、祖父忠時、父久時にならぬ島津家の「御家之字拝領」を申請、吉貴一字状により「久」字を与えられ「久基」に改名する。正徳三年三月九日に琉球担当。享保五年十一月の「種子島家譜」記事には「自父久時代財用不給、仮貸増益、上下艱難年尚、久基省事節用、至今年十一月盡償金之（二百三十貫目餘）、到此如解重任」とあり、私領の財政に一定の成果をもたらしたことが強調されている（「」は割注）。

そして同七年九月四日、藩主継豊から享保内検の総監を命じられる。同十一年十二月二十五日付で、吉貴代以来の勝手方としての功績を認められる（『家わけ』四所収「種子島家譜」三九九・四〇一号）。また、元禄十六年十二月十日生まれの妹は、初め桂仁治太郎久陣（桂家忠増一流）に嫁すが、離別後、平田正輔に嫁し、宝暦七（一七五七）年十二月二十一日に死去している。（95）黎明館保管・個人蔵。「藤原姓菱刈氏系図」（『家わけ七』〈鹿児島県、一九九八年〉）所収「菱刈文書」一三三号）の重之譜に、享保内検担当の命が家老島津久兵より伝えられたとあることから、本史料題を付した。

(96) 「藤原姓菱刈氏系図」（『家わけ七』）所収「菱刈文書」一三三号

(97) 『新薩藩叢書四』

(98) 企画展「宝暦治水と平田鞞負」展示資料「平田正保勘定奉行任命書」（個

人蔵）による。

(99) 島津忠守の二男。忠雄・兵雄・久兵。吉貴から別家を認められた。名字・家格などについて、宝永八年八月二十五日付記録所覚（『記録所一』）所収「旧史館調」二七八号）参照

(100) 『記録所一』所収「旧史館調」九五号

(101) 『法令二』（鹿児島県、二〇〇五年）の八九五号

(102) 宝暦治水では御手伝方の副奉行。後に家老となる。

(103) 『記録所一』所収「旧史館調」九五号、「史館調」六六号

(104) 『新薩藩叢書四』所収「薩陽落穂集下」

(105) 十一月二十八日付近江屋（津田）休兵衛宛の「平田鞞負正輔書状」（黎明館所蔵）。延享四（一七四七）年七月、薩摩藩支援の功績により、近江屋休兵衛に対して十五人扶持を加え、三十人扶持としている。

(106) 勘定奉行については「寛永十七年以来、其の役名が見られ、札奉行兼帯とあり（中略）初め慶長六、七年頃より配當取の役所があり、支配所・勘定所と稱し、其の奉行を支配奉行・勘定奉行と云ひ、元禄十四年十月、中神頼常は勘定奉行・支配奉行兼役を命ぜられ、其の以前算用奉行といふも此の役で、役格は、大體、寶永五年以前の船奉行と同じ」（『鹿児島県史第二巻』）とされる。宝永四（一七〇七）年十二月に與（組）頭の島津久輔・伊集院忠寛・鎌田政躬が勘定奉行に任じられ、役格も改まる。宝永五年正月、支配所及び支配奉行の称を停止、専ら勘定所・勘定奉行と称した。『鹿児島県史料集六』（鹿児島県史料集刊行会、一九六六年）所収「職掌紀原」、『法令四』三九〇五号

(107) 『記録所二』所収「御役人帳」

(108) 『鹿児島県史第二巻』一〇四・五頁。役格は寺社奉行上。「職掌紀原」、『法令四』三九〇〇号、『記録所二』所収「国老并用人記」・「御役人帳」

(109) もちろんあくまでも目安であり、その他の役職でも財政に関わることはあろう。可能であれば、個々の事例を検出する作業が必要である。

勝手方家老と示されていないが、例えば、宮之城島津家出身の家老島津久通（慶長九（一六〇四）年生まれ、延宝二（一六七四）年死去）は、金山開発や父久元以来の杉の植林、漆・櫨・茶・桑・楮栽培奨励などの殖産政策をとったことで知られる。享保十七（一七三二）年十一月十六日付「記録奉行調書」（『記録所一』所収「旧史官調雑抄」一八一号。同文は『季安七』（鹿児島県、二〇〇七年）所収「差杉来由私考」一号と同文。久通の母は新納忠増（新納忠元子）女子、勘定奉行一覧に名のみえる新納忠清（忠元孫。寛永五（一六二八）年以来大口地頭。承応三（一六五四）年二月死去。島津久通には母方の叔父に当たる。）や平佐北郷家の久加とも姻戚。新納忠清の娘は北郷久加の初室であり、久通の娘は北郷久加の嫡子（久精）の室である。【系図5】

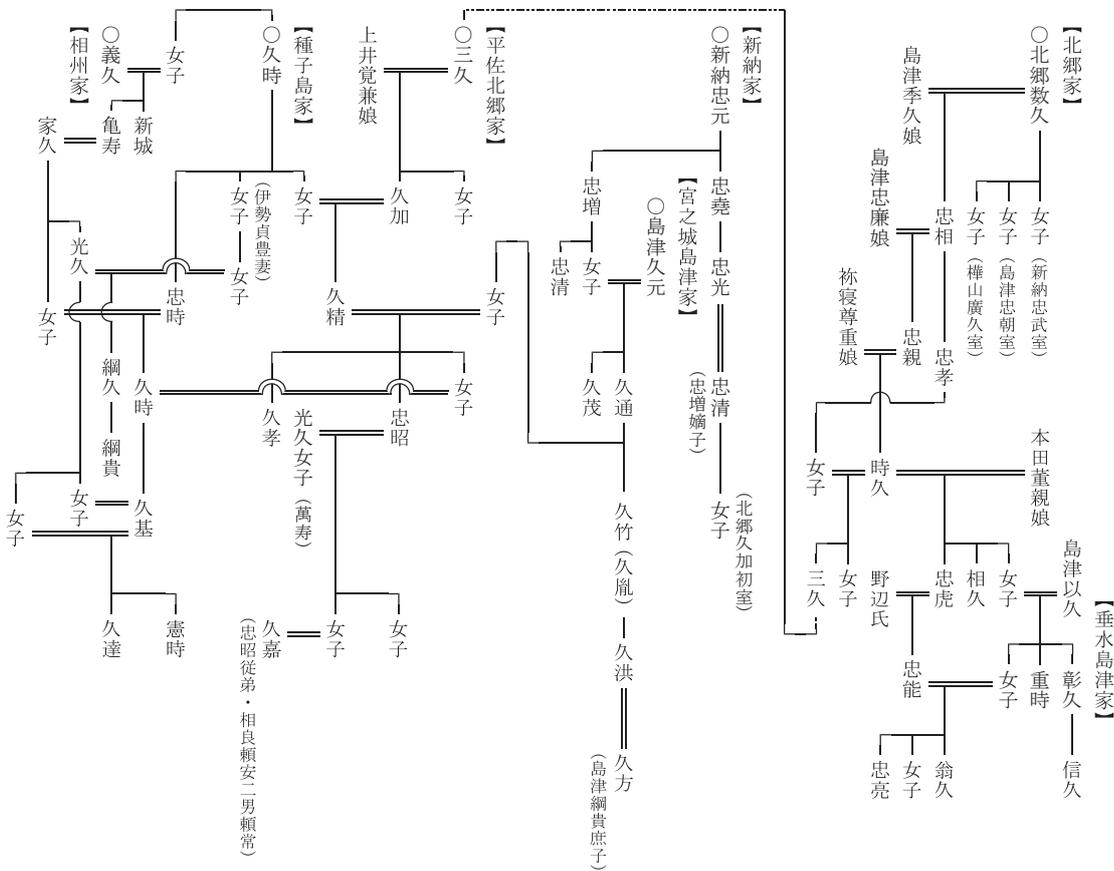
平佐北郷家でも新納忠元以来の関係は意識され、天保十五（一八四四）年十一月には、大口に新納忠元を祀る神社が創建されたことにより「忠元君御手跡二而伝来」の源氏物語などが、平佐北郷家の久珉から、新納家の久仰（当時寺社奉行）へ寄附された（『鹿児島県史料 新納久仰雑譜一』（鹿児島県、一九八六年）。久珉は浄光明寺住持の許にあったものを所望して手に入れていたという。

正保二（一六四五）年に勝手方がたてられ、家老北郷久加が藩の勝手方の初めとすることも、諸植付や年貢の監督を管掌させたことによるのでは、と伊地知季安は推測している（『差杉来由私考』四六号）。

支流系図中の島津久通譜（『諸氏系譜三』所収）には、私財を投じて鉾山技術者を求め、産地を求めさせ、寛永十七年の長野金山を発見した記事がみ

【系図5】 平佐北郷家・宮之城島津家・新納家等関係略系図

*二重線は縁組を示す。



える。長野（永野、山ヶ野）金山は、寛永十六年冬に久通から藩主島津光久に報告されたが、当初は期待されていなかった。その後有望と確認され、同十七年七月に北郷久加が金山総奉行に任命される。同十九年一月、当年中の採掘の幕府許可を得て操業開始されるものの、十二月に閉鎖され、明暦二（一六五六）年に再開される。十七世紀半以降、産出量は減少するが、佐渡金山以上の時期もあった、全国的規模の金山である。「本藩人物誌」の久通記事を挙げる（一）は割注）。

「寛永十七年三月於長野山中初テ堀金、○同十八年御系図編集ノ時久通・島津久慶・川上久国・喜入忠政・野村元綱掛被仰付候」、「正保元年琉球人参府、久通琉球人召列帰国、○同二年 光久公御家老役被仰付候、○同四年王子村〔江戸〕犬追物御上覧、此時犬追物巻一卷ヲ記ス、○島津世祿記八巻、征韓録録巻久通編集、○御国紙漉ノ始、并諸士高役ニ差杉ノ初、〔植杉差杉ハ父久元代ヨリ申付置候得共、久通代猶以仕立方申付、江戸杉ノ実持下リ、或ハ土佐ノ御家老桐間將監殿へ申遣相求、又ハ屋久根島杉ノ苗ヲ植付、夫ヨリ組杉人別差杉ヲ初候由、又長門・周防ヨリ楮ノ苗木取寄セ紙漉師松岡氏ナト召下シ、又ハ宇治ヨリ茶ノ実ヲ下シ、園ヲ仕立、其外桐油ノ木ナトニイタリ植初為申由〕、○同三年冬伊集院地頭被仰付候、○明暦三年冬、伊集院通路ノ并木松植有之、○寛文十三年七月宮之城杉内改植杉二十四万七千九拾八本ト有之候」

(110) 文久元（一八六一）年十月以降藩財政を担当し、同元年十二月の江戸藩邸焼失により、江戸城造営費献金四万両・木曾三川の手伝普請七万二〇〇〇両を幕府から免除され、そのお礼言上を名目とした翌年の久光率兵上京・出府に道筋をつけた一件にも関わる。五月二十日、御側詰、御側役。家老同様とされ、十二月には京都で銀主たちを呼び出し「御金談」に及んだ。帰国後

に家老就任。御軍役掛・琉球掛・唐物取締掛・琉球産物方掛・御製薬方掛・造士館演武館掛・御改革方御内用掛・御勝手方掛・佐土原掛・蒸気船掛として藩の財政・軍事に関わった。御改革御内用掛として、藩内や上方などの銀主との折衝している。慶応三（一八六七）年正月には城代家老に就任する。前掲注（10）高村直助『小松帯刀』参照

(111) 川田国福は、延享二（一七四五）年正月に勘定奉行に就き、寛延二（一七四九）年九月に大目付・勝手方添役、宝暦八（一七五八）年七月に若年寄を経て家老。跡を相続した孫の国通も、寛政二（一七九〇）年に勝手方家老となる。

(112) 天明四（一七八四）年十二月に、寺社奉行側用人勤から大番頭格・大目付格を経て、同六年に江戸で若年寄・側方勤を命じられた金暉も、同七年四月に勝手方家老となる。嫡子金言は文化九（一八一二）十年頃に勘定奉行となる。

(113) 家老久珍以後も、臨時ではあるが、勘定奉行の中に新納四郎の名を見る。

(114) 樺山氏は、家老では島津家久代の久高、継豊代の久初、重豪代の宝暦六（一七五六）年から家老を勤めた久智を出す。

主税久言（久美）は、久智二女の子で久智の養子。文化五（一八〇八）年閏六月二十一日、私領蘭牟田で座敷牢に入れられ、九月二十六日切腹。石塔や位牌も禁じられ、世代も除かれ、嫡子は久智の跡とされる。文化朋党事件の処罰者は、樺山久言や秩父季保以下十三名の切腹を含み、遠島や謹慎など一一〇名に及ぶ。樺山らの関与した通達文書の記録なども廃棄が命じられ、家老としての存在、関与した藩政が全否定された。樺山家には、久言とされる肖像画の他に、表情や背景の道具・書籍などに相違のある数幅の肖像画が残されている。

その後の樺山家と久言の赦免については、まず天保十三（一八四二）年正月に、子の久相に対して、久高や歴代の功績に免じ、年頭などの儀式における登城許可がなされる。万延二（文久元・一八六一）年二月、孫の久要に対し、久言の世代を元通りにして、系図上もその家督継続が認められ、石塔などの建立も許可された。拙稿「樺山家系図の紹介と明治・大正期の樺山家史料調査について」（『黎明館調査研究報告』第二十六集、二〇一四年）

(115) 『諸氏系譜二』所収「伊集院氏支流飛松系図」中の久真か。久真は、慶長十四（一六〇九）年九月生まれ、延宝七（一六七九）年八月死去。嫡子久明（主水、号松林）は、寛文二（一六六二）年に島津綱久の近習役、天和元（一六八一）年冬に真修院（久松松平定頼嫡女で綱久正室、綱貴の生母）「御年寄役」、貞享五（一六八八）年秋に京大坂蔵奉行となり、正徳三（二七一三）年死去するが、この間、近衛家との折衝などでも一定の役割を果たした。

(116) 薩摩藩における臨時・加勢を示す「寄」「助」については、天明六（二七八六）年七月二十五日付の宮之原通直達（『法令四』三七〇五号）において、「無役ヨリ寄候者」を「助」、本役を持ち他役に寄せられた場合「寄」とされている。『幕藩政アーカイブズの総合的研究』（思文閣出版、二〇一五年）第十五章 拙稿「薩摩藩の藩政文書管理と筆者」参照

（はやしただす 本館学芸課長）